

(仮称) 第3図書館整備基本計画

平成19年3月

宇都宮市

(仮称)第3図書館整備基本計画 目次

はじめに	1
計画の背景とこれまでの経緯	1
第1章 図書館をとりまく現状と課題について	2
1 図書館をめぐるマクロな視点	2
(1) 図書館の役割からの視点	2
(2) 図書館経営からの視点	3
(3) 技術革新からの視点	5
2 宇都宮市の図書館の現状と課題	5
(1) 図書館運営の現状と課題	5
(2) 図書館経営の現状と課題	6
(3) 図書館配置の現状と課題	6
3 南部地域の現状と特色	8
(1) 南部地域における上位計画・関連計画の位置付け	8
(2) 南部地域の人口特性	10
(3) 高まる図書館建設ニーズ	10
(4) 子どもの健全育成	11
(5) 地域活動・コミュニティ活動	12
(6) 文化芸術活動	12
第2章 これからの図書館に求められる機能	13
1 これからの図書館に求められる機能	13
(1) 子どもの健全育成機能の充実	13
(2) 課題解決支援機能の充実	13
(3) レファレンス機能の強化	13
(4) 生涯学習支援機能の充実	14
(5) 図書館資料・情報提供機能の強化	14
(6) 学校とのネットワーク機能の強化	14
2 新たな施設を整備することにより充足する機能	15
(1) 集会や市民活動の場を提供する機能	15
(2) 展示・発表の場を提供する機能	15
(3) 交流や居場所を提供する機能	15

第3章 第3図書館の拠点性(特色)と導入機能について	16
1 施設の拠点性(特色)	17
(1) 子どもの健全育成や家庭教育支援を促す地域の教育力向上の拠点	17
(2) 高齢社会における多様な学習ニーズに対応する拠点	17
(3) 情報集積と受発信のための拠点	17
2 主たる利用ターゲット	18
3 導入機能	18
(1) 情報集積機能	18
(2) 情報提供機能	18
(3) ネットワーク機能	19
(4) 集会・研修機能	20
(5) 展示機能	20
(6) 交流・居場所機能	20
(7) サービス提供支援機能	21
第4章 サービス及び展開プログラム	22
1 対象別サービス	22
(1) 児童及び児童育成者サービス	22
(2) ヤングアダルトサービス	23
(3) 一般サービス	24
(4) 高齢者及び体の不自由な人へのサービス	24
(5) 多文化サービス	25
2 内容別サービス	25
(1) 閲覧・貸出サービス	25
(2) レファレンスサービス	25
(3) 学校教育支援・連携サービス	26
(4) ITサービス	27
3 図書館資料の整備について	27
(1) 必要蔵書冊数の考え方について	27
(2) 蔵書構成	27
(3) 図書資料管理業務	28
(4) 図書館関連データ・統計資料収集整理業務	28
4 その他サービス	28
(1) 施設備品貸出サービス	28
5 開館前プログラム案	28

第5章 施設の整備コンセプトと整備基本方針	31
1 整備コンセプト	31
2 整備基本方針	31
(1) 様々な目的の人が集う「交流の場」の提供	31
(2) 利用者と運営者が共に創る施設	32
(3) 他の施設等との積極的な連携の推進	32
(4) 地域との連携	33
第6章 施設建設計画	34
1 建設計画の基本方針	34
(1) 多様なニーズに対応した柔軟な施設構成と知的空間の形成	34
(2) バリアフリー，ユニバーサルデザインへの対応	34
(3) IT化，ネットワーク化への配慮	34
(4) 環境への配慮	35
(5) 適切な危機管理	35
2 各部門別計画	35
(1) 開架スペース	36
(2) 保存書庫	38
(3) 集会・研修スペース	39
(4) 交流・展示スペース	39
(5) 管理・運営スペース	40
(6) 共有スペース	41
(7) 屋外	41
3 各部門別面積試算	42
4 概算事業費試算	42
5 建設地の選定	43
(1) 施設の立地場所	43
6 建設スケジュール	45
第7章 図書館の管理運営について	46
1 管理運営の基本的考え方	46
(1) 連携のとれた管理運営の実施	46
(2) 専門職員の配置と育成	46
(3) 効率的な管理運営の実施	46
2 開館・閉館時間，休館について	47

3	管理運営に係る民間活力導入の可能性	47
第8章 事業手法の検討		50
1	事業手法の検討に際しての基本的考え方	50
(1)	整備及び管理コストの削減	50
(2)	サービス水準の設定	50
(3)	運営リスクの軽減	50
2	導入が想定される事業手法と特徴	51
(1)	想定される事業手法について	51
(2)	P F I事業の選定事業者と指定管理者の関係	53
(3)	P F I事業における指定管理者の指定	53
(4)	本事業における各事業手法の定性的評価	55
3	他地域における事業手法の検討状況	56
(1)	類似施設においてP F Iを導入した事例	56
(2)	類似施設においてP F Iを断念した事例	57

はじめに

計画の背景とこれまでの経緯

宇都宮市では、昭和56年の市立図書館¹開館以降、蔵書数を増やし、利用者への資料や情報の提供等のサービスを行ってきた。また、平成4年の東図書館開館及び市内各地への生涯学習センター図書室の設置により、本市の図書館サービス網の充実を図ってきた。その結果、現在、本市図書館のサービスポイントは、生涯学習センター図書室を含めて17箇所となり、総蔵書冊数は約110万冊に及んでいる。

しかしながら、既存の2つの図書館は、最も人口集積度の高い本市中央地域に配慮した配置となっているため、他の地域においては、必ずしも十分な図書館サービスを受けるまでには至っていない。また、近年における生涯学習に対する市民意識の高まりにより、図書館の利用が一層増加している状況にあり、新たな図書館の整備が必要となっている。

このような状況の中、本市では、生涯学習・社会教育環境を充実するための図書館ネットワークの一環として、また、都市拠点の一つである南部地域の文化・公共サービス機能の充実を図るための施設として、(仮称)第3図書館(以下、「第3図書館」という。)の建設を平成9年度『第4次宇都宮市総合計画基本計画』における主要事業として位置付けた。

その後、『庁内検討組織(第3図書館建設調査・研究会)』を設置し、建設の必要性や公民館図書室のあり方などについて検討するとともに、平成13年度には『建設推進懇談会』を設置し、図書館サービスのあり方や特色等について、地元住民を含む有識者から意見を聴取してきた。

また、本市では、平成13年制定の『子どもの読書活動の推進に関する法律』を踏まえて、平成16年に『宇都宮市子ども読書活動推進計画』を策定し、子どもの読書活動推進のため、図書館と学校との連携等の基本方針をまとめた。

この間、国からは、平成13年の『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示や、平成18年の『これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - 』などの提言により、新たな方向性が示され、図書館をめぐる全国的な動向として、従来の読書啓蒙に重点を置く図書館から、地域や生活上の課題を解決するための情報拠点としての図書館へと、改革を目指すこととなった。

このような背景のもと、本市では、目指すべき図書館像の具体化を視野に入れ、「(仮称)第3図書館整備基本計画」の策定に至った。

¹ 市立図書館とは、本来宇都宮市にある全ての図書館を指すが、本計画では明保野町の図書館を市立図書館と呼ぶ。

第1章 図書館をとりまく現状と課題について

1 図書館をめぐるマクロな視点

(1) 図書館の役割からの視点

(ア) 『図書館法』等の改正，関連新法の制定

近年，『図書館法』や『学校図書館法』の改正など，図書館に係る法改正が進み，図書館設置において，自治体の独自性を発揮することをはじめ，地域や他の教育施設との連携とその支援が重要視されている。また，平成13年の『子どもの読書活動の推進に関する法律』や平成17年の『文字・活字文化振興法』の制定により，地域の社会教育施策における公共図書館の役割は，より一層重要性を増してきている。

(イ) あるべき図書館像の追求

国は，新たな図書館ニーズに対応するため，平成13年7月に『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』を告示した。更に，平成18年3月にはその後の社会情勢の変化に対応するため『これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして』が文部科学省から公表され，図書館は「資料・情報の提供機関」から「地域の課題解決を支援し，地域の発展を支える情報拠点」へと役割の転換が求められることとなった。また，この中では，図書館の施策評価となる指標が示され，今後は，利用者満足度など，利用者ニーズに対応したサービス向上を追求するための指標による評価が求められている。

(ウ) 少子高齢社会において新たに求められる図書館サービスへの対応

少子化・高齢化により人口構成が激変する中，市民の生活や雇用環境も変化を余儀なくされている。このような状況下で，市民にとって最も身近な情報提供機関である公共図書館は，子育て，教育，ビジネス，医療，福祉等の，市民の生活上のあらゆる課題を解決するための支援を充実することが期待されており，ソフト・ハードの両面からのサービス提供が必要となっている。

(エ) 生涯学習社会の到来とニーズの多様化

社会環境の変化や市民ニーズの多様化に伴い，学校教育や社会教育の施策も大きく変化している。このような中で，これからの生涯学習社会においては，市民一人ひとりの学習成果が，単に個人に帰結するだけでなく，地域の課題解決に向けた様々な活動等に生かされることが求められており，図書館は，このような市民の活動を側面から支援するなど重要な役割を担う必要性が高まっている。

(オ) 情報化社会の進展によって求められるサービスへの対応

情報化社会の進展により、今後の公共図書館においては、新しい情報通信技術を積極的に活用したサービスを推進する必要がある。また、市民に対し、インターネットの検索技術など情報教育を推進していく役割も求められている。

(カ) 子どもの読書活動の推進に向けた動き

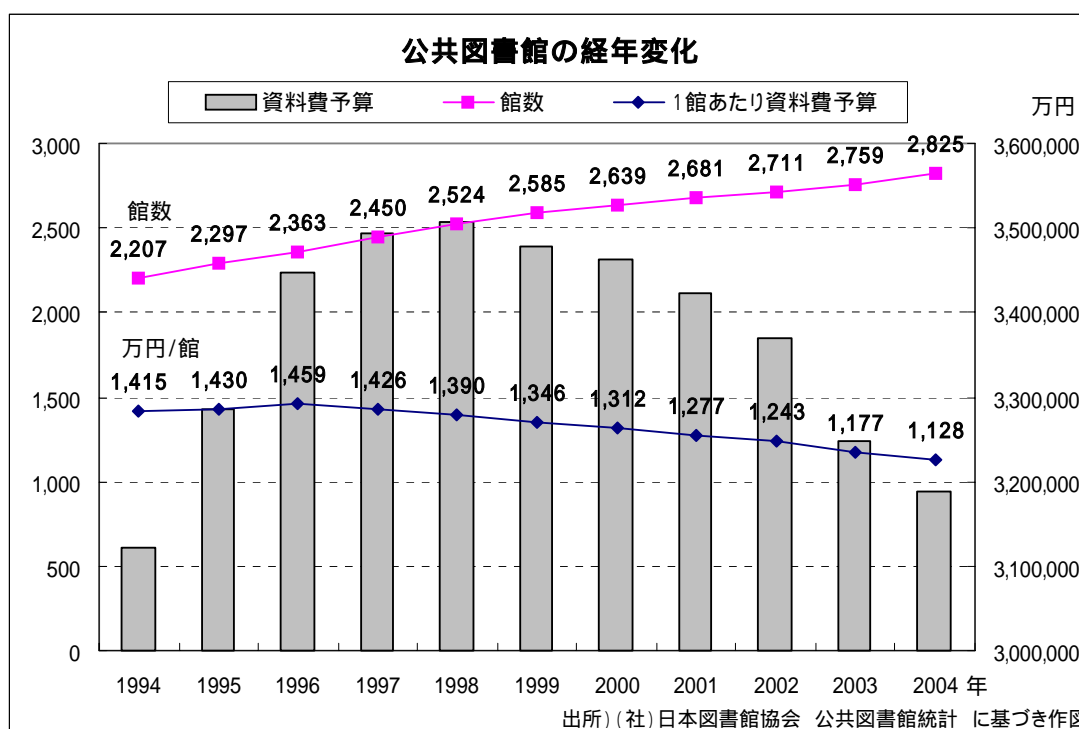
国においては、平成14年に『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』を公表し、「学校図書館及び公立図書館の充実」を大きな柱として、「子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと」や「公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくこと」等の指摘を行うなど、地方自治体に子どもの読書活動の推進を求めている。

(2) 図書館経営からの視点

(ア) 図書館をめぐる財政事情

近年、全国の図書館設置数は継続して増加傾向にある一方で、1館あたりの資料費予算は削減傾向にある(図1-1)。また、建設後数十年経過した公共施設の維持管理・修繕費も大きくなっており、図書館も例外ではない。

図1-1 公共図書館における資料費等の経年変化



(イ) 図書館員の専門性の確保と図書館経営

インターネット等の普及により情報の氾濫した社会では、情報の先導役としての専門性を有した図書館員の配置の必要性がこれまで以上に高まっている。しかしながら、専門性のひとつの目安である正規司書の新たな採用は、現状の財政事情や人事制度の中では厳しい状況にある。

(ウ) 図書館サービスの提供手法の多様化へ

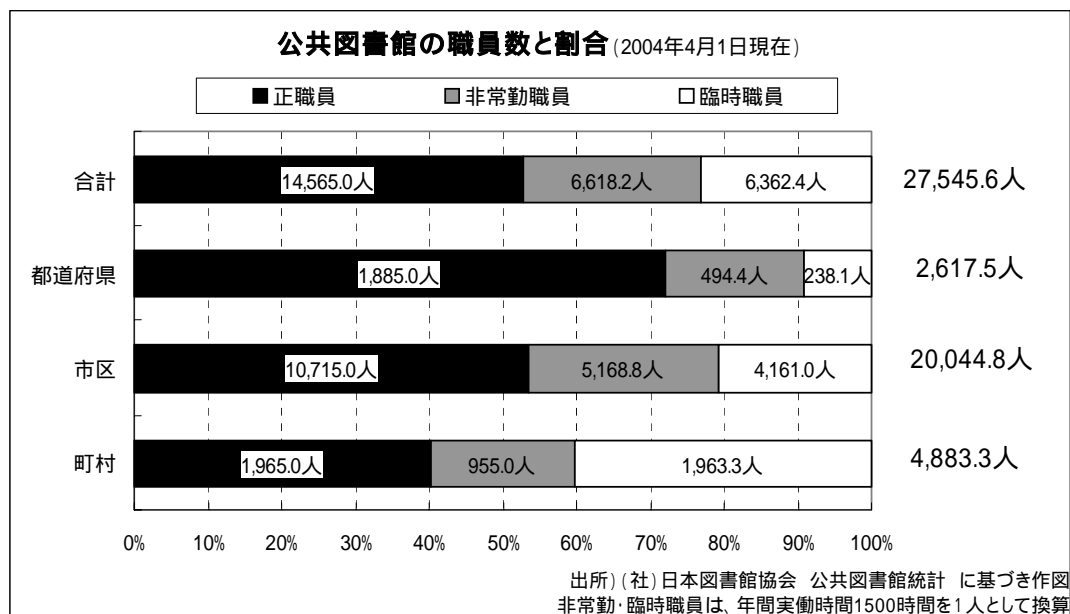
図書館界では、1980年代に当時の文部大臣によって必ずしも館長及び司書が行わなくても良い業務（非根幹業務）の外部委託が容認されて以来、外部委託に関する議論が重ねられてきた。文部科学省の調査によると、2002年当時の図書館の運營業務への外部委託導入の自治体は2割弱にのぼっている。その後「公営組織の法人化・民営化」政策の一環としてPFI法²成立や指定管理者制度³の導入が開始され、図書館施設の管理やサービス全般を民間団体等においても担えるようになった。

また、職員間においても、正規職員の補助として、非常勤職員、臨時職員によるサービス提供が進んでおり、全国の公共図書館の状況から見ても、全体の職員数のうち半数近くが、非常勤職員及び臨時職員という現状となっている（図1-2）。さらに、この非常勤職員や臨時職員が担う図書館サービス業務の一部を、外部委託するという手法も実施されている。

² 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称。公共サービスの提供を民間事業者に委ねることで、行政が直接事業を実施するよりも効率的、あるいは質の高い公共サービスが提供し得る場合に採用される、新しい公共サービスの実施手法のこと。

³ 公共施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度。この制度が導入されたことにより、これまで公共団体に限定されていた公共施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。

図 1 - 2 公共図書館の職員数と割合



(3) 技術革新からの視点

(ア) メディアの多様化への対応

情報化社会の進展により、従来の図書や雑誌といった紙媒体の資料に加えて、CDやインターネットなどの電子媒体の比率が高まりつつあり、資料・情報提供のスタイルが多様化している。このような資料等を相互に組み合わせることにより、情報集積能力の向上や情報管理の高度化、他の図書館や関係機関との連携の迅速化が図られるなど、より豊富な情報提供が可能となってきている。

(イ) 機械化による図書館サービスの向上

図書館関連機器（情報検索端末、自動貸出装置、自動返却装置、BDS⁴など）の開発による機械化・自動化によって、人的な面での省力化、利用者サービスの迅速化、遠隔地利用者へのサービスなどの可能性が広がっている。

2 宇都宮市の図書館の現状と課題

(1) 図書館運営の現状と課題

本市では、これまで多様な市民の図書館ニーズに対応するため、開館日時の柔軟な対応や読書推進のための講座開設、創業・起業のための情報提供やビジネス・職業能力向上のための資料コーナーの設置及び講座の開設、更には医療・健康情報、子育て支援のための資料コーナーの設置などにより、サービスの充実に努めてきた。

しかしながら、市立図書館においては、開館以来25年が経過し、耐震補強等の

⁴Book Detection System の略称。図書貸出手続き確認装置のこと

修繕，事務スペースの狭隘，児童図書室の狭隘，学校図書館への集配サービスに係る作業スペースの狭隘，情報化の整備の遅れなど施設の老朽化と機能の低下が見受けられる。

また，東図書館では，市立図書館に比べ施設面では充実しているものの，今後，ビジネスや産業支援といった特徴的なサービスの更なる拡充を図るためには，設備機能の点で十分とは言い難い状況にある。

さらに，両図書館では，地域課題の解決に向けて様々な活動を行う各種市民団体等に対するサービスが必ずしも十分に行われていない状況にある。

そのため，今後，更に高度で多様化する市民の学習ニーズに対応するためには，現在不足しているサービスや新たなサービスに必要となる設備・機能を持った新たな図書館を建設するとともに，パスファインダー⁵の作成など図書館の専門性を十分に発揮したサービスや，福祉，法務等に関する各種資料や情報を提供するなど，ハード・ソフトの両面からサービスの拡充を図り，生涯学習を支援する情報拠点としての役割を担うことが求められている。

（２）図書館経営の現状と課題

近年，図書館１館あたりの資料費の予算については，全国的に削減傾向にあるが，本市もその例外ではなく，資料費を含め図書館予算は年々減少している。こうした厳しい財政事情の中で，新たな図書館を整備し，より良い図書館サービスを提供していくためには，新しい技術等の導入により，省力化やコストの縮減に努めるとともに，長期的視点に立った整備計画を策定し，時代の変容に対応できるフレキシブルな「図書館づくり」に取り組む必要がある。

また，本市図書館の職員体制については，平成６年度以降，正規司書の新規採用がないため，正規司書の年齢層が大きく偏るなど課題も多い。

そのため，今後は，あるべき図書館像の実現に向け，職員の専門性を確保した上で，非常勤職員等による業務の効率化・省力化に努めるなど限られた予算内で効果の高い持続的な図書館経営を目指す必要がある。

（３）図書館配置の現状と課題

本市図書館サービスの拠点である市立図書館及び東図書館は，本市で最も人口集積度の高い中央地域に配慮して配置されているため，南部地域や北西部地域は，その利用圏域外となっている。

表１－１は，地域ごとの人口段階別蔵書冊数に占める本市蔵書冊数の割合を示し

⁵ 情報の道しるべとして，ある特定のトピック（主題・論題）に関して資料・情報を収集する際に，関連する資料の探し方を提供するツールのこと。リーフレット形式の紙媒体からWebの電子媒体などがある。

たものであるが、これにより、本市南部地域は、中央地域に次いで人口集積度が高く、図書館の貸出券登録率も高い地域であるにもかかわらず、既存の市立図書館と東図書館の利用圏域外にあるため、図書館サービスが、地域内に設置された生涯学習センター図書室での提供のみとなっており、蔵書充足率が約8%と他地域に比べ極めて低い状況にある。

このようなことから、市民の図書館利用の機会均等化を図る観点から、南部地域において、早期に図書館を建設することが求められる。

表1-1 人口段階別蔵書冊数⁶に占める本市蔵書冊数の割合

参考資料：貸出活動上位の公立図書館における整備状況 2005(社)日本図書館協会調べ

地域	中央	東部	北西部		南部
地区	本庁・宝木・豊郷 (市図書館立地)	平石・清原・瑞穂野 (東図書館立地)	国本・富屋 篠井・城山	合併予定町 (河内・上河内)	姿川・雀宮 陽南・横川
地域内人口	200,791	61,388	42,977	78,154	152,401
A:人口段階別蔵書冊数	667,275	386,620	233,221	386,620	667,275
B:本市蔵書数	601,201	392,784	34,268	192,268	51,078
不足数(A-B)	-66,074	6,164	-198,953	-194,352	-616,197
充足率(B/A)	90.1%	101.6%	14.7%	49.7%	7.7%

⁶ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」より一部抜粋

3 南部地域の現状と特色

(1) 南部地域における上位計画・関連計画の位置付け

南部地域の上位計画・関連計画における位置付けについては、これまでの「田園・住宅」という位置付けから、「市街地」への展開が求められている。

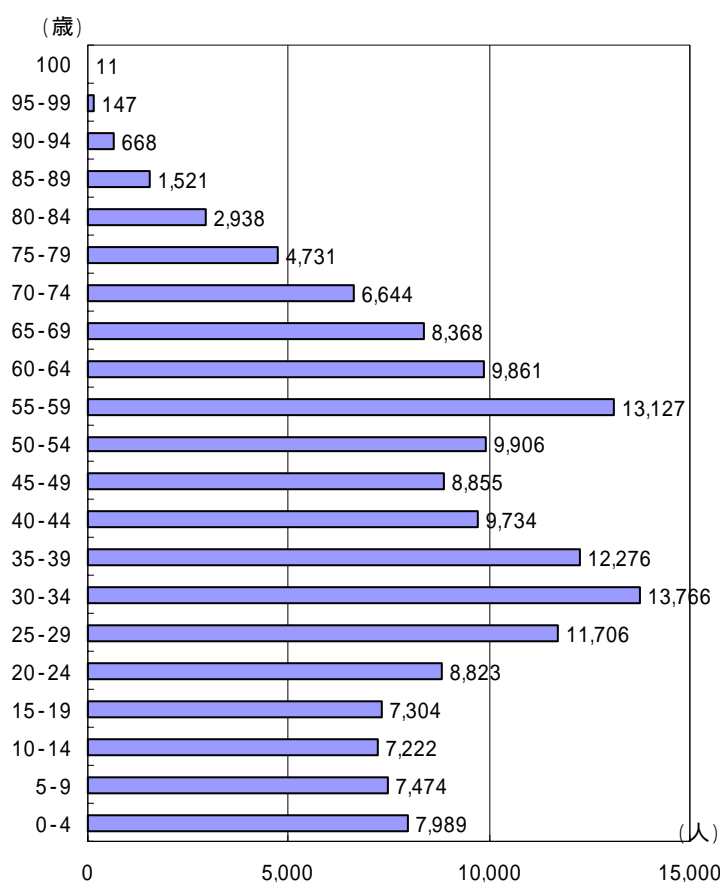
計画名	位置付け
第4次宇都宮市総合計画 改定基本計画 (平成15年2月)	<p>地域の発展イメージ</p> <p>快適な住環境が整備された活力ある市街地ゾーン</p> <p>地域づくりの基本方針</p> <p>人口集積や交通利便性を生かし、商業・工業・文化等の都市機能の充実を図るとともに、農業の振興に努め、身近な自然環境の保全とあわせて快適な居住環境を備えた市街地の形成に努める。</p> <p>主要施策・事業</p> <p>交通結節機能や文化・公共サービス機能が集積した都市拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文教施設などを核にJR雀宮駅周辺地域の整備に取り組む。 自然環境・歴史環境の保全 農業の振興 生活関連施設の整備 ・第3図書館の整備を推進する。
宇都宮市都市計画マスタープラン (平成12年12月)	<p>地域整備の将来イメージ</p> <p>快適な住環境が整備された活力ある市街地づくり</p> <p>都市構造上の位置付け</p> <p>「拠点」 都市拠点 : 雀宮駅周辺地区 産業拠点 : 東谷・中島地区</p> <p>地域整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR雀宮駅周辺地区においては、地域核拠点として、秩序ある都市基盤整備や土地利用の高度化を行い、商業機能などの都市機能の集積を図る。
宇都宮市景観ガイドライン (平成13年12月)	<p>都市景観の目指すイメージ</p> <p>「のどかな田園景観と調和した快適な市街地の形成」を目指す。</p>
宇都宮市住宅基本計画 (平成13年3月)	<p>住宅市街地整備の方向</p> <p>この地域は比較的定住人口が多く、公共交通機関等の利便性が高い地域であるので、都市基盤の整備にあわせて住環境の向上に努め良質な住宅への更新を誘導するとともに、未利用地を活用した住宅供給を推進する。</p>
宇都宮市緑の基本計画 (平成12年3月)	<p>地域の将来イメージ</p> <p>平地林の身近な自然環境と調和した快適な住環境ゾーン</p>

(2) 南部地域の人口特性

南部地域は、本市人口のうち約 34%の人口集積があるが、5 歳階級別の人口割合を全市割合と比較すると、いわゆる団塊世代と、その子ども世代である 20～30 代の人口割合が多くなっている。

団塊世代については、今後の生涯学習社会において、更なる活躍が期待される中心的世代であり、また、20～30 代は、子育て世代となる可能性があることから、第 3 図書館で整備する機能やサービス展開については、これらに十分配慮する必要がある。

図 1 - 5 南部地域における 5 歳階級別人口



(3) 高まる図書館建設ニーズ

本市南部地域への図書館建設については、平成 4 年 3 月に策定された「第 3 次改定総合計画」以降、本市の総合計画に位置づけられ、現在の「第 4 次宇都宮市総合計画改定基本計画」では、リーディングプロジェクトの重点事業として、本市南部地域の都市拠点形成に資する事業とされている。

また、地元自治会から、要望書の提出や「(仮称)第 3 図書館建設推進懇談会」から、意見書が提出されるなど、その早期実現が求められている。

(4) 子どもの健全育成

近年，核家族化，少子化，産業構造の変化，価値観の多様化など子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い，家庭や地域における育成機能の低下など，子どもの成長や発達に影響を及ぼす様々な問題が生じている。

このような中，本市では，子育て支援機能については，地域拠点としての子育てサロンを，北雀宮保育園に整備予定であり，また，子どもの健全育成機能については，栃木県子ども総合科学館などの健全育成施設が一定確保されている状況である。

しかし，当該地域は，子育て世代が多く居住するとともに，児童の図書館利用ニーズが高い(表1 - 2)といった特性を有することから，子どもが多様な人々との交流を通じて，社会性・協調性を育む機会や子どもの読書環境をより一層充実していくことが求められる。

表1 - 2 生涯学習センター図書室等における児童の図書館利用状況

地区名	児童図書 貸出数(年間)	児童 貸出人数(年間)
雀宮	52,295	3,998
姿川	28,052	1,186
横川 ¹⁻³	39	5
清原	9,310	428
篠井	2,608	345
瑞穂野	6,519	267
城山	11,096	592
豊郷	22,940	759
富屋	4,413	416
国本	14,709	820
平石	14,127	572
中央	8,500	693
南	10,662	560
北	13,978	653
西	2,423	71

出典)「宇都宮市平成18年度図書館概要」

児童は，幼児・小学生・中学生・高校生・青少年を対象とした

¹⁻³横川地区生涯学習センター図書室は平成18年3月開館である。

(5) 地域活動・コミュニティ活動

本市南部地域は、市民活動が活発であることから、地区市民センターのホールや会議室の稼働率が高く、今後さらに高まる市民やNPOの地域活動・コミュニティ活動を支援する観点からは、更なる活動場所の確保が求められている。

また、特に郷土芸能(太鼓等)やダンスといった生涯学習活動が盛んなことから、周囲の利用者にも配慮した、防音性の優れた施設整備が求められている。

(6) 文化芸術活動

本市においては、公演鑑賞や市民の発表の場として、文化会館や県総合文化センター、教育会館等のホールが整備されているが、これらのホールは市民が日常的に気軽に利用するには規模が大き過ぎるため、市民が身近な場所で練習や発表が行える環境づくりや、小規模な公演に適した発表環境の充実が求められている。

また、市民の発表が主体の展示施設については、文化会館展示室、県総合文化センターギャラリー等が整備されているが、これらについても、個人や各種グループ・団体が行う小規模な展示会には適しておらず、発表環境の充実も求められている。

このような状況の中、南部地域においては、ホールやギャラリーなどの文化施設が特に少なく、発表の場として、近隣の下野市や壬生町の施設が利用されている状況にあり、市民が文化芸術活動を展開するための環境づくりが求められている。

第2章 これからの図書館に求められる機能

1 これからの図書館に求められる機能

(1) 子どもの健全育成機能の充実

本市では、これまでも、市立図書館及び東図書館において、児童図書室の設置をはじめ、おはなし会やうつのみや子ども賞など「子ども」を対象とする各種サービスの充実に努めてきたところである。

しかし、近年、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもの健全育成はもとより、特に、子どもを取り巻く家庭や地域社会における教育力向上のための支援が強く求められている。

そのため、今後においては「子ども」や「子どもを取り巻く大人」を対象とする新たなサービスや機能の充実に図り、必要となる情報の提供や支援を行っていく。

(2) 課題解決支援機能の充実

本市では、市立図書館及び東図書館において、創業・起業のための情報提供やビジネス・職業能力向上のための資料コーナーの設置及び講座の開設、さらには、医療・健康情報の資料コーナーの設置等により、サービスの多様化に努めてきたところである。

しかし、これからの図書館の役割として、地域社会における課題の解決や市民の日常生活上の問題解決に必要な資料や情報を提供するとともに、行政向けサービスとして、行政事務や政策立案その他の業務に必要な資料を収集・提供していくことなども求められる。

このようなことから、今後において、課題解決支援機能の充実に図るため、市内外の図書館をはじめ、各種機関等との連携を強化する中で、資料や情報の積極的な収集と提供を実施していく。

(3) レファレンス機能の強化

本市図書館のレファレンスサービスについては、図書館の根幹的業務であることや専門性を要するものであることから、司書資格を有した正規職員が担っているが、これからの図書館には、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、より質の高いレファレンスサービスが期待されている。

このようなことから、今後において、レファレンス機能の強化を図るため、レファレンス資料の更なる充実や職員の資質の向上、市内外の図書館や行政部局、関係機関等との連携強化によるレフェラルサービス¹の向上を図っていく。

¹ referral service 文献や情報の要求に対し、専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス

(4) 生涯学習支援機能の充実

これからの図書館には、図書や資料の貸し出しに止まらず、多様な学習コンテンツ²の受発信や少子化・高齢化に対応したサービス、市民が自らの学習成果を活かしたボランティア活動の場の提供など、市民の行う生涯学習活動に対して、幅広く支援していくことが求められている。

このようなことから、今後においては、生涯学習支援機能の充実を図るため、子どもや子ども連れの保護者、団塊世代、高齢者、来館や通常利用の困難な利用者などあらゆる市民に配慮した事業の実施や施設整備を行う。

(5) 図書館資料・情報提供機能の強化

本市の図書館では、図書や雑誌といった印刷資料や視聴覚資料、電子資料(CD-ROM、DVDなど)のほか、情報端末を通して利用者に図書館資料や情報の提供を行っているが、インターネット端末や視聴覚機器の設置数が少ないなど、必ずしも十分な設備を有していない。

このようなことから、今後においては、図書館資料・情報提供機能の強化を図るため、インターネット情報や外部データベースの活用を一層促進するとともに、図書館ホームページの充実を図り、独自のコンテンツによるさらなる情報発信を行っていく。

(6) 学校とのネットワーク機能の強化

現在、市立図書館では、学校への支援として、調べ学習の支援や図書の長期貸出、レファレンスサービスなどを実施するほか、平成18年度より、新たに図書資料の集配体制を整備したところである。

しかし、資料や施設・設備面での対応については、未だ十分とは言い難く、また、今後において、学校図書館司書や教職員に対する新たな支援の可能性も考えられる。

このようなことから、今後においては、学校とのネットワーク機能の強化を図るため、学校教育での活用に配慮した利用環境の整備・充実を図り、資料と設備の両面から学校支援の強化を図っていく。

² contents service 図書館等の情報提供機関が、利用者に対して最新の情報等を定期的に提供するサービス

2 新たな施設を整備することにより充足する機能

(1) 集会や市民活動の場を提供する機能

南部地域は、市民活動や生涯学習活動が活発であり、地域内の地区市民センター等のホールや会議室の稼働率が高いが、こうした市民活動や生涯学習活動のための施設は、他の地域との比較において少なく、市民活動や生涯学習活動の場の確保に支障を来している状況にある。

このようなことから、新たな図書館建設に当たっては、集会や市民活動の拠点機能の強化を図るため、図書館機能にホールや会議室を複合的に整備し、生涯学習活動の拠点とするとともに、市民活動の場としても利活用を図っていく。

(2) 展示・発表の場を提供する機能

南部地域は、ホールやギャラリーなどの文化施設が特に少ないことから、近隣自治体の施設が利用されている状況も見受けられ、市民が文化芸術活動を展開するための環境づくりが求められている。

このようなことから、新たな図書館建設に当たっては、展示・発表機能の充実を図るため、図書館機能にホールやギャラリーを複合的に整備し、生涯学習活動の拠点とするとともに、文化芸術活動の成果を展示・発表する場としても利活用を図っていく。

(3) 交流や居場所を提供する機能

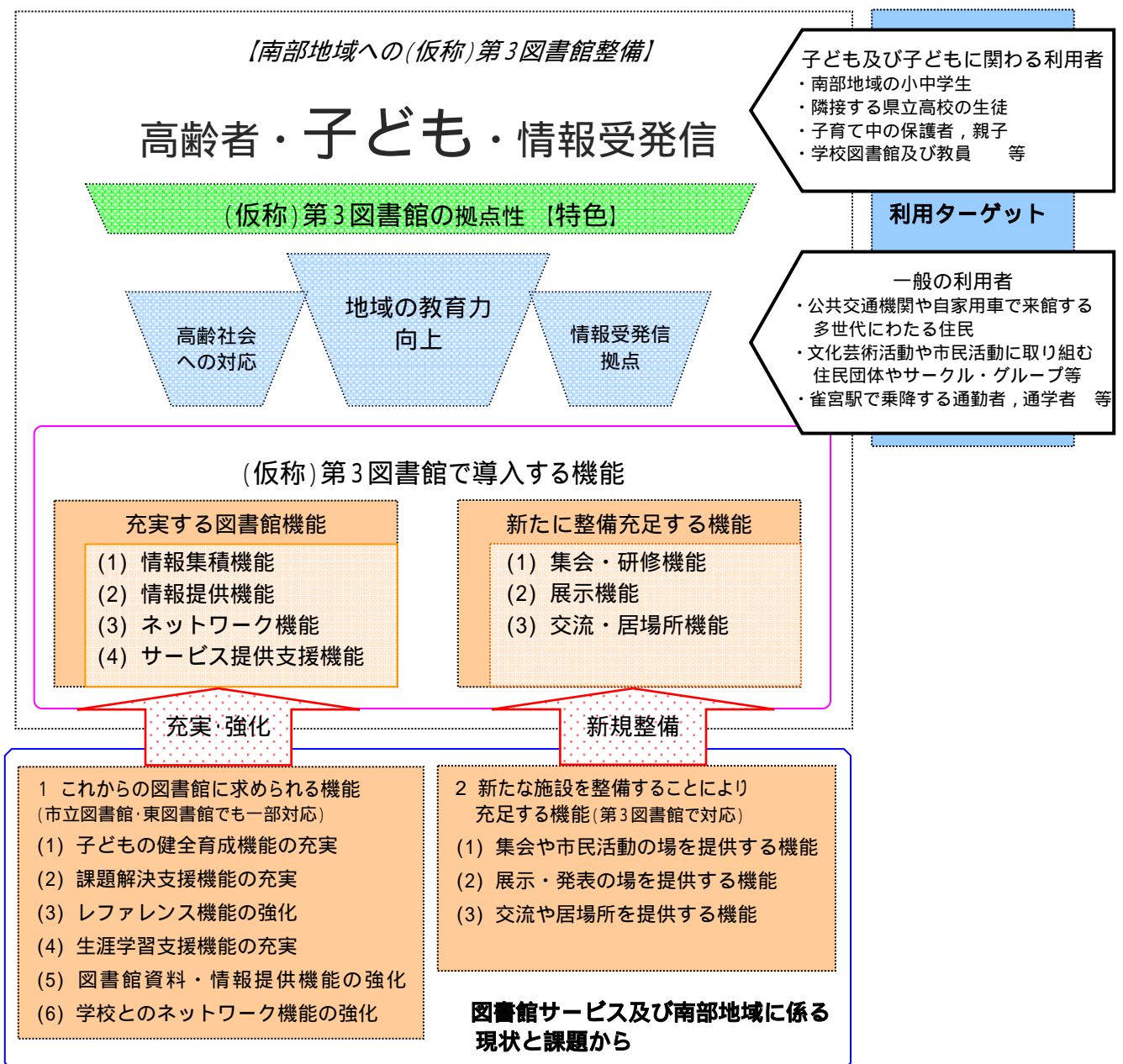
南部地域では、県の児童健全育成施設等により、子どもの健全育成機能が、一定確保されているが、他の地域に比べ、子育て世代が多く居住しており、今後において、子どもが多様な人々との交流を通じて、社会性・協調性を育む機会をより一層充実することが求められる。

このようなことから、新たな図書館建設に当たっては、図書館機能にフリースペースやプレイルームといった交流や居場所を提供する機能を複合的に整備し、生涯学習活動の拠点とするとともに、利用者間の様々な交流や子どもや子育て中の親の主体的・自発的な利用を促進する場としても利活用を図っていく。

第3章 第3図書館の拠点性（特色）と導入機能について

第3図書館の整備にあたっては、これからの図書館に求められる拡充機能や南部地域の課題へ対応するため、新たな施設整備で求められる機能を踏まえ、情報集積機能や情報提供機能など7つの機能を導入し、次の拠点性（特色）を發揮する。（図3-1）

図3-1 第3図書館の拠点性（特色）と導入機能【概念図】



1 施設の拠点性（特色）

第3図書館においては、7つの機能を導入することにより、次の拠点性（特色）を持たせるものとする。

（1）子どもの健全育成や家庭教育支援を促す地域の教育力向上の拠点

子どもの健全育成のための環境づくりや家庭教育及び学校教育への支援が求められていることから、家庭教育に関する資料や情報の充実をはじめ、子どもの読書活動の推進、地域の大人が、子どもに読み聞かせや映画会などを開催する際の支援など、地域の教育力の向上を図るための拠点とする。

【拠点機能】

- ・家庭教育への支援
- ・子どもの健全育成
- ・学校教育の支援

（2）高齢社会における多様な学習ニーズに対応する拠点

多くの団塊世代を含めて高齢化が進む中で、健康増進や生きがい創出などに対する関心の高まりとともに、学習ニーズは、今後、より多様化することが想定されることから、高齢者の読書活動促進や学習成果を発揮する場を確保するなど、高齢社会における多様な学習ニーズに対応するための拠点とする。

【拠点機能】

- ・学習や技術の習得の場
- ・学習成果や習得技術の発揮の場
- ・多様な世代の交流の場

（3）情報集積と受発信のための拠点

図書館機能として、あらゆる情報を集積するとともに、複合機能の特性を活かした市民活動や文化芸術活動、生涯学習に係る情報を一元的に収集し、発表・展示することなどにより、情報受発信の拠点とする。

【拠点機能】

- ・地域課題解決のための情報受発信
- ・県立科学技術高校など学校への学習支援のための情報収集・提供
- ・日常生活上の問題解決のための情報受発信
- ・市民活動や生涯学習意欲を満たす支援

2 主たる利用ターゲット

南部地域における図書館として、また、全市的図書館サービスの視点から第3図書館が主として担う子ども読書活動推進の拠点として、さらには、市民活動や文化芸術活動などの支援拠点として整備する本施設の主な利用のターゲットは、次のとおりとする。

【子ども及び子どもに関わる利用者】

- ・ 徒歩や自転車で来館できる南部地域の小中学生
- ・ 隣接する、或いは隣接が予定される県立高校の生徒
- ・ 子育て中の保護者、親子
- ・ 市内の小中学校を中心とした学校図書館及び教員 等

【一般の利用者】

- ・ 公共交通機関や自家用車で来館する市内全域及び南部地域、周辺市町の住民で、幼児から団塊世代、高齢者までの多世代にわたる住民
- ・ 市内全域及び特に南部地域を中心とした文化芸術活動や市民活動に取り組む住民団体やサークル・グループ等
- ・ J R 雀宮駅で乗降する通勤者、通学者 等

3 導入機能

(1) 情報集積機能

(ア) 資料の収集

- ・ 多様な利用者ニーズに対応できるよう図書資料を収集する。
- ・ 子どもや子どもに関わる利用者に重点をおき収集する。
- ・ インターネット上のデータベースやコンテンツ、CD ROMやDVDなどの電子資料の収集を実施する。

(イ) 資料の保存

- ・ 既存図書館との保存分担や地域特性などを考慮し、図書館資料を保存する。

(2) 情報提供機能

(ア) 貸出・閲覧サービスの充実

- ・ 多様な利用者ニーズに対応できるよう図書館資料の積極的な提供に努める。
- ・ 調査研究や読書するために必要なスペースを確保し、快適な閲覧環境を提供する。

(イ) レファレンスサービスの充実

- ・利用者の調査・研究への一層の支援を図るため印刷資料に限らず電子資料及びインターネット等の電子媒体なども活用しながら情報提供を行う。
- ・「子ども」や「家庭教育」に関する情報提供に重点を置き充実を図る。

(ウ) デジタル情報サービスの提供

- ・利用者の図書館資料検索を援助するため、OPAC¹を設置する。
- ・デジタル情報も利用者に提供できるよう、外部データベース検索のための情報端末の配置や、持ち込み用パソコンに対応するためのスペースなども確保する。

(エ) 視聴覚情報の提供

- ・CDやDVDなど多様な媒体に対応できる機器の導入に配慮し、視聴覚情報提供の充実を図る。
- ・視聴のためのスペースを設ける。

(オ) 生涯学習支援サービスの充実

- ・各種生涯学習講座の開設やあらゆる市民の利用に配慮した空間とサービスを提供する。
- ・高齢者や団塊世代等の生きがい創出のための情報提供の充実を図る。

(3) ネットワーク機能

(ア) 学校等への支援・連携

- ・学校図書館や子どもの読書活動推進団体等を支援するため、団体貸出などを実施できるよう集配機能を設ける。
- ・学校や団体向けの図書リストの提供など情報提供の充実を図る。
- ・学校等における読書活動推進のために、ボランティアを養成し、学校等へ派遣する。
- ・隣接する県立高校と連携し、科学技術などに関する情報の提供や、高校生ボランティアのための活動の機会などを提供する。

¹ Online Public Access Catalog の略。利用者が図書館の所蔵資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。オンライン閲覧目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピュータと接続し、蔵書データベースを検索できる。（「これからの図書館像」から抜粋）

(イ) 関係機関・施設等との連携

- ・利用者の多様なニーズに対応するため，本市図書館網以外に，各種の関係機関・行政機関と連携し，サービスの充実を図る。
- ・県立図書館その他の図書館との広域情報ネットワークとも連携し，ネットワーク内相互で図書館資料や情報提供サービスの充実を図る。

(4) 集会・研修機能

(ア) ホール

- ・図書館主催の講座や集会ははじめ市民にとっても文化芸術活動などで利用しやすいホール空間を整備する。
- ・講演会やピアノ発表会などのイベントのための練習や創作活動でも利用できるよう多目的利用にも配慮する。

(イ) 会議室

- ・各種講座の開催や市民団体・サークル活動に利用される多目的なスペースを整備する。
- ・個人学習や共同学習の双方に対応できるよう利便性にも配慮する。

(5) 展示機能

(ア) ギャラリー

- ・図書館主催の企画展示や市民の作品発表活動を支援するスペースを整備する。
- ・イベント利用などもできるよう，共有部分を活用したオープンな空間構成に配慮する。

(6) 交流・居場所機能

(ア) フリースペース

- ・待ち合わせなどに自由に利用できる開放的な空間を整備する。
- ・必要に応じてイベントスペースとして，さまざまな活用が可能となるようにし，子どもから高齢者まで多様な世代が交流できるよう配慮する。

(イ) プレイルーム

- ・主な利用者ターゲットとなっている子どもたちの発達や安全性等を考慮し，幼児などの居場所となるスペースを整備する。
- ・親子のふれあいや，親同士の交流などを促進するスペースとするとともに，イベント開催時などの託児スペースとしても利用できるよう，空間の繋がりに配慮する。

(7) サービス提供支援機能

(ア) 効率的な管理機能の配備

- ・ 情報集積機能から交流・居場所機能までの 6 つの機能それぞれを効率よく運用するために、カウンターやバックオフィスとの動線に配慮する。
- ・ 利用者動線とサービス動線に配慮し、利用者にわかりやすく、かつ、安全を確保しながら、職員が効率的に管理できる機能的な配置とする。

第4章 サービス及び展開プログラム

従来型の図書館によるサービス提供だけでなく、先導的な図書館として有している複合機能などを効果的に生かしたプログラムを実施し、図書館サービスの一層の充実を図る。

1 対象別サービス

(1) 児童及び児童育成者サービス

- ・児童書や絵本の充実と子育て世代を支援するため、家事や子育てなどの家庭教育の支援に資する図書館資料の充実を図る。
また、それらの利便性を高めるため、子どもが楽しく読書したり、親子でくつろいで本にふれられるようなコーナー作りを行う。
- ・児童書や子育て等に関する講座の開催や、読み聞かせ（おはなし会）、ものづくりなど参加型講座などを積極的に実施する。
- ・児童書・児童書研究書、子育て関係資料の最終保存館として、保存書庫（開架式）において集中保管し、ボランティアや教育関係者をはじめ、誰もが自由に手にとって見られるスペースを確保する。
- ・近隣の中高生や地域の高齢者等の人的資源を活用し、中高生と乳幼児のふれあい事業や高齢者等による伝承遊びの指導などにより、異年齢・世代間交流を図る。

プログラム案	概要	対象者
一般向けテーマ別パスファインダー作成と広報	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの一環として、利用者が情報を探するための「道しるべ」である「パスファインダー」をテーマ別に作成する。 ・テーマ別に手がかりとなるキーワード集を用意し、利用者による情報検索の手助けとする。 ・作成したパスファインダーを広く認知させるため、レファレンスコーナー近くにパスファインダーを気軽に手に取れるラックの設置や、ウェブ上でパスファインダーファイルを公開する。 ・テーマ案：育児に関する悩み解決、子育て支援サービス、子どもの病気と闘病、保育所・幼稚園・学校情報、食の安心・安全 等 	主に子育て世代を中心とした成人
児童向けテーマ別パスファインダー作成と広報	<ul style="list-style-type: none"> ・児童へのレファレンスサービスの一環として情報を探するための「道しるべ」である「パスファインダー」をテーマ別に作成する。 ・学校教育における「調べ学習」との連携をとり、図書館司書を中心に、学校図書館司書や教員と共同で作成する。 ・テーマ別に手がかりとなるキーワード集を用意し、児童による情報検索の手助けとする。 ・児童用にわかりやすい用語や表現とし、館内マップを示すなど、より具体的な手がかりを提示する。 	児童

プログラム案	概要	対象者
	<ul style="list-style-type: none"> 作成したパスファインダーを広く認知させるため、成人向けと同様の取り組みに加え、学校図書館への配備や学校のカリキュラムでの紹介を行う。 テーマ案：毎年の教科や総合学習などのテーマ、やさしい科学、自由研究課題関連、地域資源情報等 	
読み聞かせボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> 児童への読み聞かせのボランティアを養成、登録する。 登録ボランティアを適切に管理し、読み聞かせの機会を定期的に持つ。 	一般，中高校生
やさしい科学体験	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校，県立科学技術高校と連携し，生徒が「やさしい科学」をテーマに調べ学習を実践する。 ヤングアダルトコーナーやホール，会議室等を活用し，講座を実施する。 	児童，中高校生
保健所と連携したブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の実施などで，乳幼児及びその親が一同に会する施設や機会を利用し，司書や読み聞かせボランティアが向かい，読書指導を行う。 	乳幼児及びその親
児童図書講座	<ul style="list-style-type: none"> 児童書・児童関連図書を集積させる第3図書館の特徴を広く周知し，また，その活用を促す機会として，児童書に関する講座を開催する。 開催に際しては，多目的ホールを利用した大規模なものから，会議室やグループ研究室を利用した小規模なものまで，施設の特性を存分に活かしたプログラムとする。 	全般
オーケストラ鑑賞講座	<ul style="list-style-type: none"> 親子を対象とした，親しみやすい曲の演奏，楽器紹介や舞台上で子ども達が楽器に触れる機会を提供する。 	親子
異年齢・世代間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> 週に1回程度，子育てサロンの職員がボランティアとともに遊びを通して子どもたちとふれあい，交流を図る。 中高生がおもちゃを通して子育て親子と触れ合ったり，高齢者が子どもに昔遊びを教えたりすることにより，異年齢・世代間交流を行う。 	乳幼児親子

(2) ヤングアダルトサービス

- ヤングアダルトコーナーを開館当初から設置し，中・高生の図書館資料の利用機会の充実を図る。
- 隣接する県立科学技術高校や近隣の高等学校との図書館資料を通じた連携を図り，同コーナーの利用促進のための啓発活動や，小・中学生を対象とした講座の開催などの事業展開を図る。

プログラム案	概要	対象者
ヤングアダルト向けテーマ別パスファインダー作成と広報	<ul style="list-style-type: none"> ヤングアダルトへのレファレンスサービスの一環として情報を探すための「道しるべ」である「パスファインダー」をテーマ別に作成する。 メタデータとして，デジタルライブラリーのデータベースを活用する。 	中高生

プログラム案	概要	対象者
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における「調べ学習」との連携をとり、学校図書館司書や教員と共同で図書館司書を中心に作成する。 ・テーマ別に手がかりとなるキーワード集を用意し、ヤングアダルトによる情報検索の手助けとする。 ・ヤングアダルト用にわかりやすい用語や表現とし、館内マップを示すなど、より具体的な手がかりを提示する。 ・作成したパスファインダーを広く認知させるため、成人向けと同様の取り組みに加え、学校図書館への配備や学校のカリキュラムでの紹介を行う。 ・テーマ案：毎年の教科や総合学習などのテーマ、キャリア教育、地域資源情報 等 	
ボランティア活動の啓蒙・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館内での社会体験の一環として、ヤングアダルトコーナーの配架支援、ブックリストの作成、児童への読み聞かせや、高齢者へのIT機器の操作支援などへのボランティア活動の場を提供する。 ・学校図書館と連携し、図書館でのボランティア活動の啓蒙を行い、ボランティア活動を継続的に実施するための養成講座の開催などを行う。 	中高生
スイングボーイズ & ガールズ	<ul style="list-style-type: none"> ・学生ビッグバンドの活動を通じて、子どもたちにジャズの楽しさを伝える教育普及事業 	中高生

(3) 一般サービス

- ・地域の課題解決に向けた取り組みや、市民が日常生活をおくる上での問題解決等のための利用要望を満たすため、多様な生活関連資料の収集や提供を実施する。
- ・生涯学習支援として、高齢者や団塊世代などの生きがい創出のための学習コンテンツの紹介や、図書館資料・情報の活用についての啓蒙等を実施する。
- ・クラシックやジャズなどのミニコンサートを開催する。
- ・地域の文化団体の練習、成果発表の活動支援を行う。
- ・美術作品や文化財の基礎的資料の展示等を通して、美術鑑賞の普及啓発や文化財情報の提供を図る。

(4) 高齢者及び体の不自由な人へのサービス

- ・誰もが読書活動を行えるよう、大型活字本の収集や、拡大読書機などの読書関連機器の充実を図る。
 - ・朗読室を整備し、ボランティアとの連携・協力のもと対面朗読サービスを実施する。また、音訳資料作成ボランティアに対し、場の提供を行う。
- さらに、図書館へ自ら訪れることが困難な利用者への図書館資料の宅配・郵送による貸出・返却サービスを実施する。

(5) 多文化サービス

- ・外国に関する資料や、市内在住の外国人に対する母国の情報を入手するための資料、日本文化を知るための資料・情報をインターネット等も活用しながら収集・提供する。

2 内容別サービス

(1) 閲覧・貸出サービス

- ・来館者が図書館資料を探しやすく、取り出した本をその場で自由に閲覧できる席やくつろいで読書を楽しめる閲覧スペース、親子同士又はグループで閲覧できるスペースを確保する。
- ・貸出・返却手続きの効率化や一元化により、利用状況の多寡に応じて対応できるカウンター整備を行う。
- ・児童コーナーと連携させ、保護者などを対象とした家事コーナーや子育てコーナーを配置し、利便性の向上を図る。
また、趣味や課題コーナーなどは、テーマに応じて柔軟にレイアウトし、リピーターを喚起する。

(2) レファレンスサービス

- ・調べ物をしたい人に必要な図書館資料の紹介やその使い方、資料検索及びインターネット等を用いた情報収集に関するアドバイス等の支援を実施するとともに、利用者の検索技術の向上を促す。
- ・レファレンスサービスの利用方法など含め、サービスそのものの啓蒙を実施する。

プログラム案	概要	対象者
レファレンスデータベースの作成・蓄積・連携	<ul style="list-style-type: none">・既存の市内図書館での過去のレファレンス事例や、県立・国立図書館との連携によるレファレンス事例の活用により、第3図書館でのレファレンスサービスの充実を図る。・第3図書館の運営とともに、レファレンス事例を蓄積する。・データベースの活用之际、第3図書館での特徴的なレファレンス事例を速やかに選別できる仕組みを構築する。	全般
メディアリテラシー講座	<ul style="list-style-type: none">・調べ学習や生涯学習への支援の一環として、図書館内で利用できる様々なメディアを目にし、手にしてもらいながら、情報の検索能力を向上させる。・テーマ別パスファインダーの活用など、多様な世代が興味を持つテーマ設定をし、継続して取り組むことで、課題解決能力の向上を狙う。	児童，中・高校生， 団塊世代
テーマ別専門組織データベース作成	<ul style="list-style-type: none">・図書館で開催する講演会や研修に際し、外部の専門組織と連携をとるために、ボランティア団体やNPO法人、社会教育団体などのデータベースを	全般

プログラム案	概要	対象者
	作成する。 ・作成に際し、各組織の専門性や得意分野，組織構成メンバーなどを把握する。 ・特に、「子ども」に関する専門組織（例えば，療育・児童心理の専門的研究を実施している学術組織や，子どもの環境教育を推進する団体など）の情報を中心に収集する。	

（３）学校教育支援・連携サービス

- ・市内の学校図書館への団体貸出及び集配や，子どもの読書活動推進団体等への団体貸出の中心拠点とする。
- ・学校教育活動への支援，児童生徒のメディアリテラシーの向上のための支援や学校図書館の蔵書の充実や担当者のレベルアップ教育，学校における読書活動への支援を行う。
- ・学校や団体向けのテーマ別図書・資料パッケージデータをインターネットで配信し，予約受付を実施する。

プログラム案	概要	対象者
児童関連組織・施設へのテーマ別貸出・読み聞かせサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンなど，児童の集まる機会のある施設や組織向けに，団体貸出用のパッケージした図書館資料の貸出・搬送を実施する。 ・あわせて，施設や組織の要請に応じて，司書や読み聞かせボランティアが出向いて，児童向けの読書指導を行う。 	児童関連組織・団体
教員の教育活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が教育活動として地域内フィールド調査を実施する際への対応として，図書・資料のレファレンス情報やパスファインダー等の提示にとどめず，地域の専門家などの情報がある生涯学習情報（マナビス）や地域情報関連の行政窓口，相談機関等を紹介する。 	学校図書館・教員
学校図書館支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現在，市立図書館を中心に実施している，学校図書館司書研修などの事業を第３図書館で行う。 ・第３図書館内の学校支援室を中心に，団体貸出用のパッケージした図書館資料の長期貸出や，レファレンスサービス支援，搬送を実施し，学校図書館の充実を図る。 ・なお，貸出に際してパッケージに関する情報のネット配信や，ネットを介した予約を受け付ける。 ・子ども読書活動推進計画を踏まえ，既に実施している読書習慣の形成など，学校での読書活動の推進事業を引き続き支援し，充実化を図る。 	学校図書館

(4) IT サービス

- ・館内の各所にOPACの端末を配置し、蔵書検索が簡易に誰にでもできるように配慮する。
- ・インターネットに接続できるパソコンを設置するとともに、利用者による持込パソコンもインターネットに接続し利用できる環境を整備する。

3 図書館資料の整備について

(1) 必要蔵書冊数の考え方について

- ・第3図書館の対象人口をもとに、市内図書館の蔵書数、登録者数、利用実績及び「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」などを勘案し設定する。
- ・蔵書冊数は約31万冊程度を目標とする。また、図書資料は刊行後6～7年で利用ニーズがなくなるとされていることから、概ね開館から6年程度で目標蔵書数の達成に努める。

(2) 蔵書構成

- ・市立図書館及び東図書館の蔵書構成を参考に、第3図書館の特徴を反映した蔵書構成とし、第3図書館の特徴となる「子ども」に関連する蔵書収集については、全体の半数以上の確保を目標とする。
- ・蔵書のほか、雑誌約300タイトル、新聞約20タイトル程度を収集し閲覧に供する。

【蔵書構成案】(単位：点)

		開架書架	保存書庫 (閉架)	保存書庫 (開架)	合計
一般	一般書	71,000	19,000		90,000
	内：地域資料	(3,000)			(3,000)
	内：外国語	(3,000)			(3,000)
レファレンス		2,000	1,000		3,000
家庭生活支援		20,000	1,000		21,000
児童	児童書	30,000	1,000	70,000	66,000
	絵本	30,000	2,000		67,000
ヤングアダルト		7,000	1,000		8,000
新聞・雑誌		3,620	4,000		7,620
視聴覚資料		25,000	1,000		26,000
学校支援			20,000		20,000
合計		188,620	50,000	70,000	308,620

(3) 図書館資料管理業務

- ・第3図書館の独自性や特色を踏まえた蔵書構成とするための図書選定・購入を行う。
- ・図書館資料を適切に管理・保管するとともに、汚破損資料や利用頻度の低下した資料など、廃棄図書の選定及び廃棄手続きを行う。
- ・図書館資料には貸出管理やデータベースとの連携のためのICチップ等を導入し、紛失防止などを向上させる。
- ・図書館資料の開架・閉架への適切な選別を実施し、定期的に蔵書を整理する。

(4) 図書館関連データ・統計資料収集整理業務

- ・図書館サービスの利用状況を把握し、サービス維持・向上を推進するための各種データや統計資料を収集・整理・分析し、サービスに反映する。

4 その他サービス

(1) 施設備品貸出サービス

市民や各種団体等の学習成果の実践や活動などの場として、学習室、ホール、会議室など施設貸出や施設利用に付随する各種備品類の貸出を行う。

5 開館前プログラム案

第3図書館が多くの子市民に利用され、支援をされるよう、開館前から周知・広報やボランティア育成などの取り組みを行う。

プログラム案	概要	時期	対象者
みんなの絵で取り囲もう	<ul style="list-style-type: none">・建設期間中の敷地囲いに、市内児童らの絵のパネルを展示する。・設計期間に募集。予め、保育所、幼稚園、小学校などの協力を仰ぐことが望ましい。・基本的に募集のあった作品は全て展示する。一部展示とする場合には、一定の審査要領を示しておく必要がある。・テーマ案として、「図書館でしてみたいこと」「みんなの夢」など。	設計期間に募集 建設期間に展示	市内児童
第3図書館ガリバー体験	<ul style="list-style-type: none">・南部地域内の小中学校の体育館を利用し、床に大型図面（会場内に収まる縮尺程度）を広げて、参加者に施設利用のイメージを持ってもらう。・ファシリテーターによる進行で、参加者をグループ分けし、各グループにグループファシリテーター及びコーディネータを配置する。グループごとに、利用のストーリーを組み立て、最後に参加者自身で発表してもらう。	実施設計完了時から準備 実施の広報 開館1年～6ヶ月前に2・3回程度開催	市民全般

プログラム案	概要	時期	対象者
開館カウントダウン	<ul style="list-style-type: none"> 敷地囲いの一部や、市内の公共施設・集客施設で、目にとどまる場に、開館までのカウントダウンを表示する。 	開館 500 日前から開館まで	市民全般
「第3図書館利用の手引き」づくり (職員用・市民用)	<ul style="list-style-type: none"> 複合機能を有した施設となるため、全館を網羅した利用の手引きを、職員用、市民用のそれぞれを作成する。 作成した手引きは、配布やHP掲載を行う。 	建設期間中に準備 開館 1ヶ月前から広報・配布	市民全般
サポーター(仮称)研修	<ul style="list-style-type: none"> 図書館ボランティア(読み聞かせ、配架など)、施設機器操作ボランティア、保育支援ボランティア(プレイルーム等での子どもの遊びの見守りなど)、植栽ボランティア(外構の一部花壇の管理、落ち葉拾いなど)など、第3図書館の運営支援に自主的にかかわりたい意向を持つ市民を「サポーター(仮称)」として、登録してもらう。 登録者には、2~3ヶ月の研修を想定。研修場所は市立図書館、東図書館や、南部地域内の公共施設などを想定。 研修メニューは、予め市で作成する。 サポーター(仮称)の登録・管理は、NPO法人など(事業手法の選択によっては、指定管理者なども含む)を想定。 	<p>開館 1年前~準備</p> <p>開館 6ヶ月前に募集</p> <p>開館 4ヶ月前から研修</p>	自主的に登録した市民
出張事前登録窓口設置	<ul style="list-style-type: none"> 開館時の登録の混雑緩和と、事前職員研修を目的に実施。 市内公共施設に職員(第3図書館配属予定職員)が出張し、事前登録受付の機会を持つ。 出張日時・場所は予め市広報などで周知させる。 出張先候補として、保健所健診時(乳幼児、成人他)、地区市民センター、子育てサロン、学校など。 	開館 6ヶ月前~直前	市内在住者、市内在勤・在学者
プレオープン見学ツアー(内覧会)	<ul style="list-style-type: none"> 正式開館の直前(或いは、家具・備品が搬入済みの時点)に、ツアー形式で、館内施設案内や設備機器の使用方法を「第3図書館利用の手引き」に基づき説明する。 市民に「図書館の仕組み」を体現してもらうために、オフィス部分も含め、バックヤードツアーも盛り込む。 10人程度の参加者に職員2人を1グループとして、複数グループを時間差でツアーを実施。応募者数の制約は、対応職員数に応じる。(できれば、応募者全てをツアー参加させることが望ましい。) 	<p>開館 3ヶ月前に募集</p> <p>開館直前に実施</p>	市民全般
広報プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 別欄参照 		

【開館前広報プログラム案】

	対象者		
	全般	来館予定者(登録者等)	自主的参加者
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政広報 ・ パンフレット,リーフレット ・ ポスター,チラシ ・ 町内・自治会回覧など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット,リーフレット ・ ポスター,チラシ ・ 町内・自治会回覧 ・ 利用の手引きなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポーター向け通信 ・ 利用の手引きなど
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設メールマガジン ・ 施設案内システム(利用の手引きなど)など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ホームページ ・ 施設メールマガジンなど
マスメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ(県内キー局) ・ ラジオ ・ 雑誌(子育て関連など) ・ 機関誌(図書館機関誌) ・ フリーペーパーなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム実施の際の当日取材 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム実施の際の当日取材
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント参加 ・ 口コミ ・ カウントダウン案内など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内案内(総合受付) ・ 口コミ ・ 内覧会など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口コミ ・ 内覧会 ・ 研修

第5章 施設の整備コンセプトと整備基本方針

1 整備コンセプト

本施設における整備コンセプトを次のとおりとする。

- 多様な市民が集い、宮っこ¹を育む複合拠点 -

多面的な機能を持つ特性を活かし、従来の図書館スペースのみでなく、全ての施設を活用した図書館サービスの展開を行い、先導的な図書館を実現する。

地域の教育力を高めるとともに、地域の交流や振興、活性化を図るため、学び探る喜び、触れ合う喜び、創りあげる喜びを実感できる地域交流拠点を実現する。

第3図書館をハブとして地域の情報を集積し、課題解決や情報発信を行い、多様な市民ニーズに応える生涯学習・情報拠点を実現する。

既存の2つの図書館や生涯学習センター図書室、第3図書館がそれぞれの役割を担いながら密接に連携し、また、小学校・中学校・高校との連携や支援を実施し、ネットワーク型の図書館サービスの展開を実現する。

2 整備基本方針

第3図書館は、従来の図書館に求められている情報収集機能やレファレンス機能などに加え、市民の集会・研修活動や展示の場、交流・居場所機能としての場が強く求められていることから、次の整備基本方針により、書架や閲覧スペースなど一般的な図書館施設の他に、ホールや会議室、ギャラリー等を複合機能として整備するなどして、整備コンセプトの実現を図る。

(1) 様々な目的の人が集う「交流の場」の提供

(ア) 気軽に立ち寄ることができ、さまざまな学習・交流の機会に出会える施設

目的を持った人はもちろん、ふらっと立ち寄る人にも、「また行ってみよう」と思える、親しみやすい雰囲気の居場所とサービスを提供する。

また、施設を利用する人にとって、「私もやってみたい」、「次はそっちに行ってみよう」と自発的な活動を促せるよう、魅力あるたくさんのアクティビティを目にすることができる空間とサービスを提供する。

¹江戸で生まれ、江戸で育った「粋な」人を江戸っ子というように、宇都宮市に住み、自らまたは他人の人づくりを行う市民を指す。

(イ) 多目的に活用されるフレキシビリティの高い空間

導入機能と施設構成を従来のように一対一の関係に限定せず，効果的かつ効率的でフレキシビリティの高い空間を提供することで，施設全体を多目的に活用できるようにする。

(ウ) 人の流れを生み出すことによる市民活動の促進

複合機能の集客力を高めることで，新たに整備された都市拠点に人の流れを誘発し，他の都市機能集積を促進する役割を果たす。

また，オープンスペースや駐車場，駐輪場などについては，近接する駅前広場との相互利用を図り，効率的な都市基盤整備を促進する。

(2) 利用者と運営者が共に創る施設

(ア) 導入機能の特性を踏まえた一体的な運営の実施

本事業で整備する施設は，従来の図書館が有する空間と図書館機能に更なる付加価値を与えるホールや会議室，ギャラリーなどを整備し，利用者が主体的に活動する場を提供する。

また，子どもの健全育成機能については，ソフト事業等を通じて施設全体としての機能充実を図る。

(イ) 住民（利用者）が積極的に参加する仕組み

読み聞かせボランティアの養成や学校等への派遣などを実施し，住民が主体的に図書館サービス等をサポートする体制を充実させる。

また，隣接の県立高校の生徒などを対象とし，ヤングアダルトサービスの協力者としてボランティア活動の機会やスペースを設ける。

(3) 他の施設等との積極的な連携の推進

(ア) 市立図書館と東図書館との連携

市内図書館間で，専門性の分担や地域特性に配慮しながら，蔵書構成やサービスメニューを変化させることにより，市民がより多様なサービスを楽しむ環境を整備する。特に，第3図書館では，「子ども」に係るサービスを核として展開する施設として整備する。

なお，既に市立図書館が中心となって担う地域資料や東図書館の科学技術に関する蔵書やサービスは，ネットワーク網を有効活用するとともに，それぞれの専門性を踏まえてサービスをサポートする連携体制を強化する。

(イ) 小中学校及び地域の生涯学習センター等との連携

小中学校との連携として、児童生徒が、「調べ学習」や自主的な学習活動等において、図書館を有効かつ効果的に利活用できるような機能を備えるとともに関連する事業を展開する。

また、生涯学習センターなど地域の教育機関等と連携を図り、関連情報の収集・提供などの支援を実施し市民活動や学習活動の更なる充実を図る。

(ウ) 県立科学技術高校（現宇都宮工業高等学校）及び宇都宮南高等学校との連携

隣接が予定されている県立科学技術高校（現宇都宮工業高等学校）との連携を図り、生徒・教員の科学技術に関する情報要求への対応や講義のタイミングに応じたテーマ蔵書のレファレンスサービスなどの提供、ホールを利用した専門講座や研修会の共催などに取り組む。

特に、青少年にとって身近な図書館となるよう、中学生や高校生を対象としたヤングアダルトサービスに重点を置くとともに、通学路からの動線への配慮や、学習スペースなど設備面での配慮、生徒が当該施設の事業企画や運営面で参加できるような仕組みづくりを行う。

(4) 地域との連携

地域の関係機関や団体との連携・協力を図り、地域の課題解決に必要な図書館資料や情報の効果的な提供、講座の開催等に努める。

また、南部地域における市民の多種多様な活動に対し、本施設の諸機能を有効に生かすとともに、各種機能が連携し、市民活動の充実と広範に渡る活動展開の促進を図る。

第6章 施設建設計画

1 建設計画の基本方針

(1) 多様なニーズに対応した柔軟な施設構成と知的空間の形成

図書館を取り巻く環境は大きく変化しており、ニーズの多様化や情報通信技術の革新は数年先の予想をも困難にさせる状況となっている。

このため、施設整備に際しては、将来の空間構成や設備変更、経年劣化に対して柔軟な対応が可能となるよう、大規模なオープンスペースを基本に、可動性のある作りに配慮し、技術革新や運用上の更新ニーズに対応することが容易な施設とする。

また、市民の足が自然と向く「知的空間」を創造するためには、様々な形態(個人・複数人等)で「利用しやすい場」を提供することが求められることから、静かに読書や情報検索をするサイレントゾーン、仲間や親子で会話をしたり共同作業をするコミュニケーションゾーン、くつろいで読書ができるリラクゼーションゾーンなどを組み合わせ、利用者の多様なニーズに対応する。

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応

高齢者や子ども、体の不自由な人など誰もが気軽に快適に利用できる図書館を目指し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの徹底はもとより、書架の間隔や高さ、カウンターからの視線、トイレの位置、駐車場からの動線に至るまで徹底した配慮と安全性を確保する。

特に、「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成18年12月施行)」における建築物移動等円滑化誘導基準(廊下等幅1.8m以上等)の民間施設での導入促進の観点及び「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の趣旨を十分に踏まえる。

また、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の目的の場所までの移動やサービス利用などが円滑にできるよう施設の案内や表示にも充分配慮する。

(3) IT化、ネットワーク化への配慮

電子図書館としての高度なサービスを提供するため、既存図書館や生涯学習センター図書室等とのネットワーク化のみならず学校支援の観点から小中学校とのネットワーク化なども検討課題として視野に入れ、先進的で拡張性に優れる図書館情報システムを構築し、利便性が高い検索機能を提供する。

また、ハンディターミナルなどIC対応の最新システムを導入することで、蔵書点検の効率化やBDSで図書館資料の紛失を軽減するなど業務の効率化や利用者の利便性向上を図る。BDSについては、カウンターの近くに配置するという設計面で配慮する。

さらに、館内にはOPACやデータベース検索のための情報端末を各所に配置し、利用者が持ち込むパソコンに対応するためのインターネット接続環境も構築する。

視聴覚情報の提供のための機器については、多様な利用ニーズに対応できるように充分留意する。なお、OPACやコンピューター端末、視聴覚機器類の設置の際は、配線変更や機器類の増設などに対応できるようにシステム床の導入も検討する。

(4) 環境への配慮

これからの公共施設には環境との調和が必須の条件となることから、本図書館においても省エネルギーの視点から自然光や自然換気を最大限に活用するとともに、自然エネルギー等の活用や適正な緑地の確保など環境負荷の軽減に努める。

(5) 適切な危機管理

多くの人が集まる施設となる第3図書館において、建築計画に際しての危機管理の視点は非常に重要である。

主な危機要因として人的リスクと自然災害リスクがあるが、それらリスクについて、予め発生確率を低くすることや、発生時に、よりスムーズに対処できるように建築的な配慮を行う。

人的リスクの側面では、建築計画の際に死角を防ぐことにより、利用者に起こりうる事故や図書資料の盗難などの被害を抑える。また、万が一、事故などが発生した際に、施設の運営管理に関わる職員や関係者の情報伝達を速やかに行うために、管理部門の集中配置などを図る。

地震や台風などの自然災害リスクの側面では、書架を床に固定することで書架の転倒を防ぎ、利用者への被害を最小限に抑えることや、水害などによる施設・設備、図書資料の浸水を防ぐために十分な水量調整が可能な調整池の整備や、施設性能上の工夫をするなど、予め危機管理への対応策を建築計画の中で図る。

2 各部門別計画

各諸室においては、類似施設（既存図書館や文化会館）や既存図書館のスペースを参考に、席数不足等の状況等を十分に勘案するとともに、利用面や設備・機能等が一部重複または類似する諸室・スペースについては、支障がない限り兼用するものとして算定する。

(1) 開架スペース

開架スペース全体の蔵書冊数は約 19 万冊程度（視聴覚資料約 2.5 万点含む）とする。

(ア) 一般開架スペース

- ・ 一般用の開架図書冊数は約 7 万冊程度，書架段数は 5 段とする。
- ・ 閲覧席を 80 席程度配置する。
- ・ OPAC を 6 台程度配置する。

(イ) ブラウジングコーナー

- ・ 一般開架スペース内の閲覧席とは別に，読書をゆっくり楽しめるブラウジングコーナーを設ける。
- ・ 利用ピーク時を想定し，50 席程度確保する。

(ウ) 返却・貸出カウンター

- ・ 資料の貸出及び返却，予約，利用者登録等へ対応する。
- ・ 主に一般用カウンターと児童や車椅子に対応する低カウンターを設置する。
- ・ 出入口への B D S 設置の際には，管理しやすい配置とする。
- ・ 予約本の取り置きスペースを確保するとともに，利用案内のための掲示スペースにも配慮する。また，カウンター内に簡易作業机を設ける。
- ・ 土日の貸し出しピーク時への適切な対処が可能な形状や配置に配慮する。

(エ) レファレンスコーナー

- ・ 利用者の調べ物や資料検索を支援する。参考資料として，約 2,000 冊程度配架する。
- ・ 閲覧席は 10 席程度を確保し，利用者の持ち込みノートパソコンに対応するためのインターネット環境を整備する。
- ・ インターネットや外部データベースの検索や活用のできる情報端末を 3 台程度配置する。
- ・ 主に一般開架用メインレファレンスカウンターと繁忙時に利用できる児童専用レファレンスカウンターとを設置する。
- ・ バックオフィスの近くに設置し，職員の動線に配慮する。
- ・ 複写機を設置し，館内資料の複写申込を受け付ける。

(オ) 新聞・雑誌コーナー

- ・ 新聞タイトル数約 20 タイトル，雑誌タイトル数約 300 タイトルを配置する。
- ・ 誰もが気軽に立ち寄れるコーナーとする。

- ・カウンターから目の届く場所に設置する。
- ・閲覧席を 20 席程度確保する。

(カ) 学習室

- ・親子や学生同士など、共同(グループ)学習に利用する学習室を 2 室設置する。
- ・一室 5 席程度確保する。

(キ) 朗読室

- ・目の不自由な利用者のため、音訳・対面朗読サービスのためのスペースを設置する。
- ・管理スペース内に設置し、動線はシンプルなものとし利用のしやすさに配慮する。
- ・録音など、対面朗読以外の利用も想定した機器・設備を配備するとともに、防音にも配慮する。

(ク) 視聴覚コーナー

- ・視聴覚資料は約 2.5 万点程度配備する。
- ・椅子席視聴ブース 8 席のほか、試聴に利用できる立席ブース 4 台程度を設置する。
- ・視聴覚コーナーはカウンターに近い管理しやすい場所に設置する。
- ・視聴覚機器は多様なニーズに対応できるよう配慮し、将来的なメディア変換にも対応できるよう整備する。

(ケ) 家庭生活支援コーナー

- ・家事や育児など家庭生活に役立つ資料のコーナーを配置し、利便性を図る。
- ・開架図書冊数は約 2 万冊程度、書架段数は 5 段とする。
- ・児童コーナーと一般開架コーナーとの中間に位置させ、一般開架のサイレントゾーンの境界的な配置とする。

(コ) 児童コーナー

- ・子どもがゆったりとくつろいで本に親しめるスペースとする。
- ・児童用の開架図書冊数は約 6 万冊程度(児童用図書約 3 万冊、絵本約 3 万冊)書架段数は 4 段とする。
- ・児童用の閲覧席を 40 席程度確保する。
- ・キッズスペースと近接させ、児童が利用しやすい動線に配慮する。
- ・一般開架スペースへの音漏れの影響に配慮する。

- ・ OPAC による館内外の書誌データベースを利用できる情報端末を 3 台程度配置する。なお、検索画面の高さや操作性について子ども向けの配慮を行う。

(サ) キッズスペース

- ・ 児童コーナーと隣接させ、子ども向けのおはなし会や紙芝居等のためのコーナーとして併設する。
- ・ 靴を脱いで、くつろいで利用するスペースとする。
- ・ おはなし会で聞き手は椅子を用いないことを前提とし、安全性に配慮した階段状の床とする。
- ・ 子ども用トイレ及び授乳室を設置する。

(シ) ヤングアダルトコーナー

- ・ 中高生用の図書資料や情報をコーナーとして配置する。
- ・ ヤングアダルト用の開架図書冊数は約 1 万冊程度、書架段数は 5 段とする。
- ・ 必ずしも個室でなくてもよいが、児童コーナーとは別に独立したコーナーとする。
- ・ 閲覧席は 40 席程度とし、高校生が科学講座などを開催できるようパーテーションなどでの仕切りを可能とし、ワークスペース的機能を備える。
- ・ コーナー内に、「やさしい科学の本」などの特設コーナーを設ける。
- ・ OPAC による館内外の書誌データベースを利用できる情報端末を 2 台程度配置する。

(2) 保存書庫

(ア) 開架書庫

- ・ 既存館との役割分担により、児童用図書の最終保存館(デポジットライブラリー)として整備する。
- ・ 原則開架とし、約 7 万冊程度保存可能なスペースを確保する。
- ・ 書架段数は 7 段とする。

(イ) 閉架書庫

- ・ 閉架冊数は、集密書架とし約 3 万冊程度確保する。
- ・ 書架は、手動操作も可能な集密書架を含め、検索しやすく、かつ、職員の負担が少ないサイズや配置とする。
- ・ 雑誌を 300 タイトル程度、3 ~ 5 年間分保存できるスペースを設ける。
- ・ 新聞を 20 タイトル程度、バックナンバーを 1 年分程度保管できるスペースを設ける。

(3) 集会・研修スペース

(ア) 多目的ホール

- ・ 図書館事業のみならず市民の文化芸術活動などの練習や発表の場としてのスペースを確保する。
- ・ 座席は約 300 席程度とし、設備面では、可動席収納システムや可動ステージの併用などにより、催しの規模や内容に柔軟に対応できる席数・舞台可変ホールとする。
- ・ 設備は誰もが利用できるよう操作性に配慮する。
- ・ 舞台は両袖，奥行き共に十分な寸法を確保する。
- ・ ピアノなどによるアコースティック音楽に対応した音響空間の整備にも配慮する。
- ・ 防音・防振に関し，読書空間へ及ぼす影響に配慮する。
- ・ 楽屋スペースは，利用動線や催しの性格に応じたフレキシブルな楽屋割に配慮する。また，洗面台などホールが備えるべき基本的仕様を設備する。
- ・ 舞台用倉庫は，ゆとりある広さを確保する。

(イ) 会議室

- ・ 会議室は 60 席程度規模で，2 分割可能な施設とする。
- ・ 図書館事業による講演・研修や，市民団体活動による利用など，多様な利用を想定した仕様とし，防音性やインターネット環境，壁面鏡，衝撃吸収床材など設備面の工夫も行う。
- ・ AV 機器を用いての各種催しに対応する暗転機能も整備する。
- ・ 椅子や備品類の倉庫スペースを整備する。

(ウ) 学習室

- ・ 個人用の学習室とし，150 席程度確保する。
- ・ 管理上，バックオフィスからの見通しに配慮する。

(4) 交流・展示スペース

(ア) ギャラリー

- ・ 壁面や可動パーティションを利用した，フレキシブルな展示空間を確保する。
- ・ 荷解き場及び保管庫のスペースを確保する。

(イ) フリースペース

- ・ 飲食可能なスペースとし，30 席程度確保する。
- ・ 市民活動や生涯学習に関する情報提供のための，情報端末などの設置に配慮する。

(ウ) プレイルーム

- ・ 幼児用スペースとして確保し，安全性や音もれに配慮する。
- ・ 子ども用トイレ及び授乳室を設置する。
- ・ 託児スペースとしても活用できるよう，ホール等との動線に配慮する。

(5) 管理・運営スペース

(ア) バックオフィス

- ・ オフィスは可能な限りオープンな形状や配置とする。
- ・ 貸出・返却カウンターやレファレンスカウンターとの連携がとりやすく，館内の様子が把握しやすい配置とする。
- ・ 図書装備や修復などの作業ができるスペースと設備を配備する。

(イ) ボランティアルーム

- ・ 図書館及び複合機能に係るボランティアの活動スペースを確保する。
- ・ 物品倉庫を設置する。

(ウ) グループ研究室

- ・ 10人程度で会議・研修等ができる部屋を2室設ける。
- ・ 図書館活動に関わる団体や職員が会議で利用するため，管理スペースに配置する。

(エ) 学校支援室

- ・ 小中学校への図書集配サービスのための書架及び団体への貸出用図書約2万冊程度の書架を設置する。
- ・ 業務用端末6台と1台につきブックトラック2台を伴う作業スペースを確保する。
- ・ 集配準備スペース，選書スペース，集配車で届いた本の荷解き・整理スペースを確保する。

(オ) スタッフ休憩室

- ・ 館内で働く職員等の休憩室を確保する。

(カ) 車庫

- ・ 公用車・集配車・団体貸出利用者，計3台の駐車スペースと切り返しスペースを確保する。
- ・ 雨に濡れずに図書館資料を搬出入できるよう配慮する。

(6) 共有スペース

(ア) エントランス・ロビー

- ・ 各スペースへ利用者をスムーズに導くために、適切なサイン計画を行う。
- ・ エントランス付近に、返却ポストを設置する。

(イ) ロッカー

- ・ 館内利用者の所持品を一時保管するためのロッカーを設ける。

(ウ) トイレ

- ・ ユニバーサルデザインに配慮し、多目的トイレを設置する。
- ・ 安全性に十分配慮し、児童コーナーに近接した位置に児童用トイレを設ける。

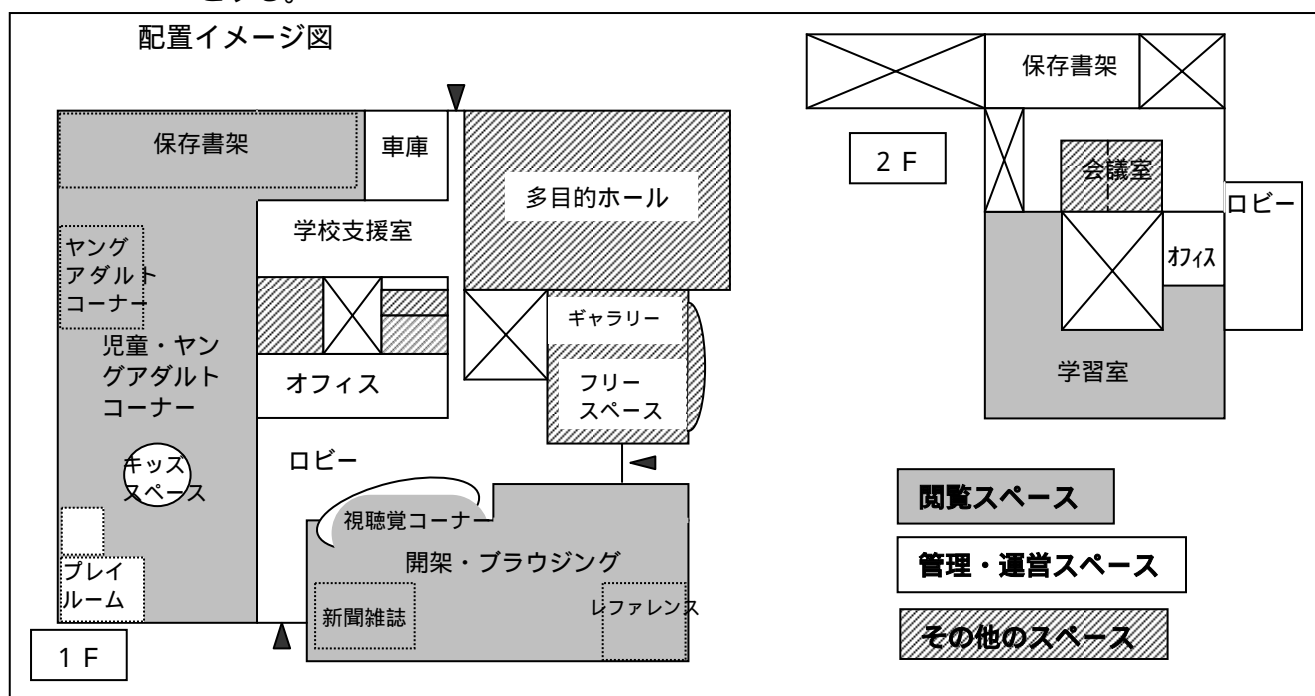
(7) 屋外

(ア) 駐車場・駐輪場

- ・ 施設ピーク時に対応できるよう、必要かつ十分なスペースを確保する。
- ・ 体の不自由な利用者用の駐車スペースは、全駐車台数の2%以上を確保し、エントランス・ロビーの近くに確保する。
- ・ 駐車場・駐輪場の出入りと歩行者のアクセスが交錯しないよう配慮する。

(イ) 植栽

- ・ 「宇都宮市緑の基本計画」を踏まえ、緑地面積は、敷地面積の20%程度を目標とする。



3 各部門別面積試算

部門別計画をもとに，地上2階建て想定での規模試算は次のとおりである。

表7-1 施設規模設定の試算

機能分類	諸室	概算面積 (㎡)
(1) 開架スペース	一般開架スペース(閲覧席含む)	2100
	ブラウジングコーナー	
	貸出・返却カウンター	
	レファレンスコーナー	
	新聞・雑誌コーナー	
	グループ学習室	
	朗読室	
	視聴覚コーナー	
	家庭生活支援コーナー	
	児童コーナー	
	キッズスペース	
	ヤングアダルトコーナー	
(2) 保存書庫	保存書庫(開架)デポジットライブラリー	500
	保存書庫(閉架)	
(3) 集会・研修スペース	多目的ホール(舞台・楽屋・倉庫含む)	1200
	会議室	
	学習室	
(4) 交流・展示スペース	ギャラリー	300
	フリースペース	
	プレイルーム	
(5) 管理運営スペース	バックオフィス	1000
	ボランティアルーム	
	グループ研究室	
	学校支援室	
	スタッフ休憩室	
	車庫	
(6) 共有スペース	エントランス・ロビー	1700
	ロッカー	
	トイレ	
	その他	
施設合計【延床面積:(1)~(6)の合計】		約 6800
建築面積(* 0.8)		約 5400
屋外	駐車場 + 駐輪場 + 植栽等緑地	約 20500
総敷地面積(+)		約 25900

4 概算事業費試算

規模試算に基づく概算事業費(用地取得費除く)は次のとおりである。

概算事業費 約3.7億円(近年の社会教育施設RC構造を参考に試算)

5 建設地の選定

(1) 施設の立地場所

(ア) 施設立地の基本的考え方

建設地の選定にあたっては、以下の事項を考慮し、総合的に判断する。

- ・ 利用者の利便性が高いこと。
- ・ 公共交通機関の利便性が高く、幹線道路からのアクセス性がよいなど、交通利便性がよいこと。
- ・ 市全体での図書館配置バランスが整っていること。
- ・ 必要な面積が確保できること。
- ・ 敷地の形状が良好であること。
- ・ 上位計画との整合性、将来のまちづくりに貢献すること。

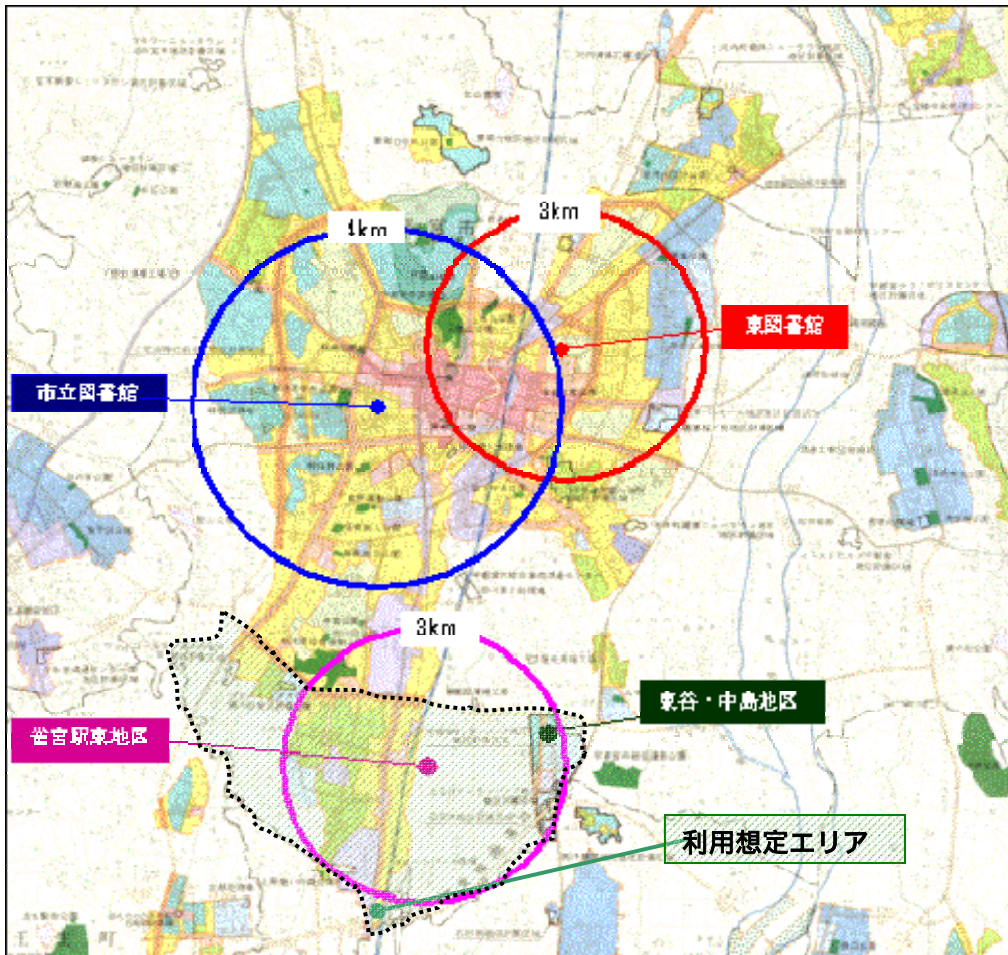
(イ) 雀宮地区への立地

建設地を選定するにあたっては、図書館サービスの空白地域を極力生じさせないよう留意する必要がある。最も図書館利用率が高いとされる徒歩又は自転車での来館が可能な概ね半径2～3kmのエリアが、既存の市立及び東図書館の利用圏域と重複しない場所を選定する。

また、本市は、公共交通網が十分に発達しているとは言い難く、移動手段としてのマイカー利用率も高い状況にあり、公共交通機関の利便性や主要幹線道路との接道条件が良いなど、交通利便性の高い場所を選定する。

以上のことから、立地場所については、基盤整備（駅周辺道路の整備・駅舎の橋上化）や県立科学技術高校の移転整備といった計画があり、これらと一体的に整備することにより、南部地域の拠点性を向上させることが可能な地域である雀宮地区を適地とする。

図5 - 1 各図書館のサービス範囲



(ウ) 雀宮駅東口への立地

雀宮地区においては、駅の西側に人口が密集しており、第3図書館を駅の西側に建設することも考えられるが、西口に建設した場合、現在、独立行政法人都市再生機構により整備が進められている東谷・中島地区内の住宅団地【計画人口：約4,000人(1,210戸)】を利用圏域に包含できないという問題が生じる。

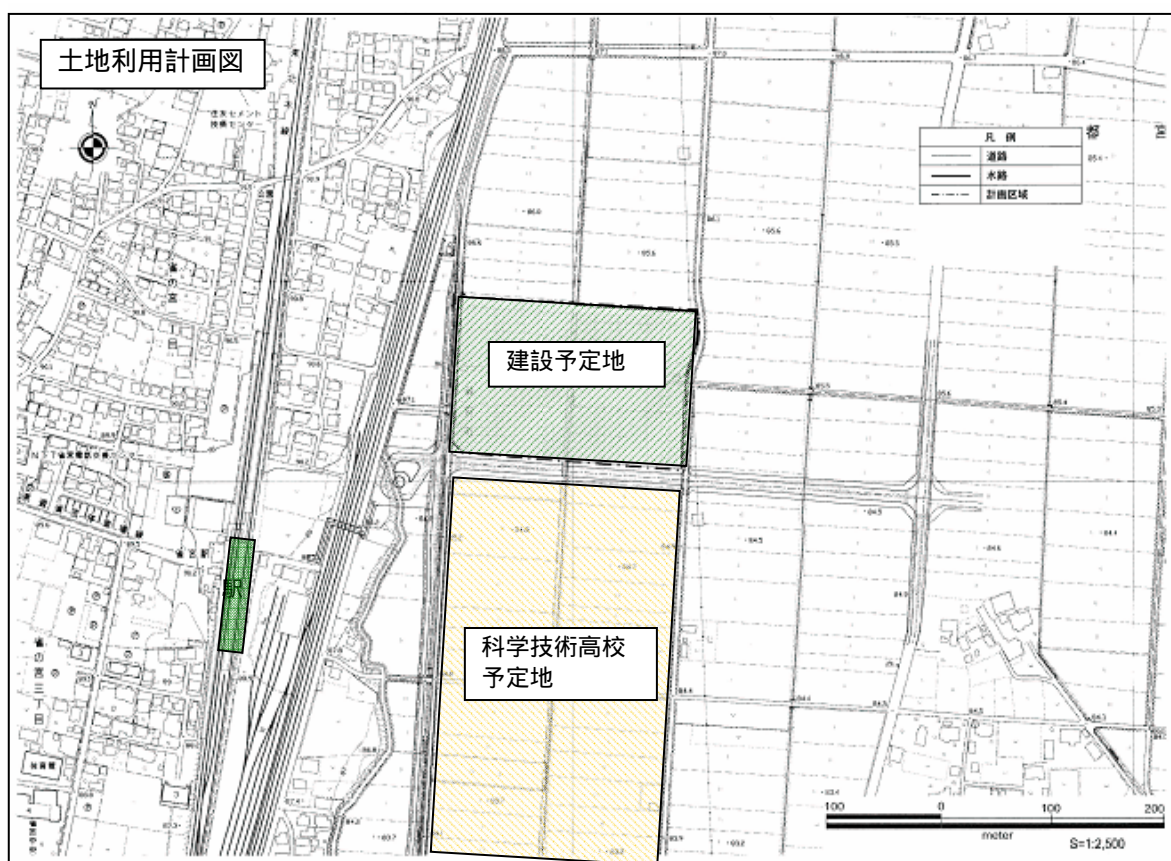
また、本市の「緑の基本計画」を踏まえ、環境に配慮した施設として緑に囲まれた読書環境を実現するためには、図書館の建物面積の他にある程度の緑地面積の確保も求められることから、広大な敷地面積が必要となり、その敷地を駅の西側で確保することは難しい状況にある。

一方、JR雀宮駅東口地区は、駅周辺道路の整備や駅舎の橋上化など基盤整備が今後予定され、駅をはじめ駅西地区の商店街などへのアクセスが容易になることから、図書館等利用者の利便性を確保できるほか、すでに駅東口地区への建設

が予定されている県立科学技術高校と隣接することで、南部地域の拠点性を高めるだけでなく、市民の第3図書館への認識も高まるものと思われる。

以上の点から、人口集積度の面では駅の西側のほうが大きいものの、総合的に判断するとJR雀宮駅東口への建設が妥当である。

具体的な建設予定地としては、平坦かつ広大な施設規模を確保する必要がある点及び読書環境の提供や市民団体活動支援、子どもの健全育成の場として利便性にも考慮し立地する必要がある点から、駅東口前の農地を建設予定地とする。



6 建設スケジュール

おおよその建設スケジュールは以下のとおりである。

平成19年度	基本設計，地質調査
20年度	実施設計，造成工事，用地取得
21～22年度	建設工事，図書購入，備品購入
23年度	開館

第7章 図書館の管理運営について

1 管理運営の基本的考え方

本施設は、これまでの図書館機能に加え、複合機能を有する施設であることを踏まえ、その管理運営については、次の考え方に基づくものとし、併せて、民間活力の活用や市民参画のしくみについても検討を行うことにより、より効果的・効率的な管理運営に努めるものとする。

(1) 連携のとれた管理運営の実施

本施設に期待される効果の一つは利用者の複合利用である。図書館利用を目的に来館した利用者が、館内の複合機能に立ち寄ったり、会議室利用や居場所として本施設を訪れた利用者に図書館利用を促すなどの相乗効果により施設全体の利用者を増やし、市民活動や地域の活性化に寄与することが期待される。そのため、複合機能相互の適切な情報提供や共有化を図り施設全体で連携のとれた管理運営を実施する。

(2) 専門職員の配置と育成

図書館の基本的サービスを担う職員の配置にあたっては、司書をはじめとする専門職員を中心に、業務内容に精通した職員を適正に配置することとし、民間の活力や技術などを効果的に活用しつつ、職員の資質・年齢や経験年数のバランス等を考慮し、市民の期待に応えることができる図書館を目指す。

そのため、配置された専門職員が日常的にスキルアップできるよう、情報交換の場や研修メニューの充実を図り職員を育成する。

(3) 効率的な管理運営の実施

本施設は、多面的な施設機能を生かして先導的な図書館の実現を目指していくものの、財政状況が依然として厳しい状況にあることから、有限な職員の効率的配置や民間の活力、専門技術等を活用し、効果的かつ効率的な管理運営を図る。

また、市民のボランティア活動やまちづくりへの参画等が活発化していることから、市民の知識やノウハウをサービス展開に活かせるよう、市民や市内在学の学生のボランティア等が積極的に参加できる体制づくりを進める。

2 開館・閉館時間，休館について

方針 1：ホール・会議室・ギャラリー・フリースペースは年中開館（年末年始は除く）とする。それ以外の施設は，毎週平日のうち 1 日を休館日とする。
方針 2：土曜・日曜・祝日は完全開館とする。（年末年始は除く）
方針 3：土曜・日曜を含め，市民ニーズに応じて開館時間の設定に努める。
方針 4：ホール・会議室・ギャラリー・フリースペースは，柔軟な運用に対応した開館・閉館時間とする。

様々な生活スタイルを持つ市民のニーズに対応するため，夜間や，土曜・日曜・祝日も開館するものとし，スペースごとに，利用形態やニーズに照らして効果的・効率的な運営時間の設定が可能な設計とする。

また，既存の図書館と連携を図るとともにニーズに応える観点から適切な日を休館日とする。

なお，インターネットを利用した蔵書検索などのオンラインネットワークは 365 日，24 時間稼働させてニーズに対応する。

3 管理運営に係る民間活力導入の可能性

(1) 複合的な機能について

管理運営の対象	可能性への見解
(ア)集会・研修機能	・特に，多目的な利用を想定しているホールの利用支援（機器操作のレクチャーやトラブル対応等）などは，それ自体が図書館専門職員の大きな業務負担となり，図書館の基本的機能の実現を妨げる要因となることが想定されることから，民間活力の導入は可能であるものと考えられる。
(イ)展示機能，交流・居場所機能	・集会・研修機能との相乗効果を狙った企画立案・マネジメントなどは，従来の図書館で展開してきた業務範囲を超える場合も想定され，図書館専門職員での対応が難しいことが予想されることから，民間活力の導入は可能であるものと考えられる。

(2) 図書館機能について

管理運営の対象	可能性への見解
(ア)基幹的業務	・図書館資料の貸出返却を中心とした基本的業務については，1980 年代に始まった業務委託において，特に窓口サービス分野が全国的に広がったこと，近年の P F I 法や指定管理者制度の導入などにより，図書館運営における民間ノウハウが蓄積され始めていることや，係る運営の効率化に寄与する技術の発展などがあり，優れた公共サービスを効率的に提供するための手段として運営面における民間活用への期待は高まっている状況にある。

管理運営の対象	可能性への見解
(ア) 基幹的業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、窓口サービスや蔵書点検等は多くの人手を要し、定型的な業務が多いことから、多くの図書館で民間委託が進められている。全国の公共図書館で働く職員のうち、その半数が非常勤職員や臨時職員で占めている現状があり(P 5 図 1 - 2 参照), この非常勤職員や臨時職員が担う定型的な業務を民間に委託する傾向が近年進みつつある。
(イ) IT 関連分野	<ul style="list-style-type: none"> ・活字資料の収集だけでなく、情報全般の集積を担う図書館にとって、IT 関連の新技术の開発ノウハウ(映像情報のデジタルコンテンツ化技術や、アーカイブシステム開発など) を有する民間活力の活用は有効であると考えられる。
(ウ) 学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援業務に関しては、市内全小中学校との連携が必要となり、教育委員会や各学校の教員と連携した事業を行うことが不可欠であることから、民間事業者のみでの実施には困難が予想される。 ・デジタルコンテンツの作成などの面では、近年民間事業者が教育関連事業のノウハウを活用した学校教育の情報化に取り組んでおり、民間活力の導入は可能であると考えられる。
(エ) 図書購入	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の選書方針に則った資料の購入を P F I 事業者や指定管理者が担う事例も一部に見られるが、中長期の事業期間中の資料購入費用を継続的に確保するために債務負担行為¹をとるなどして、毎年の資料購入予算が確保されるというメリットを有しており、昨今の資料費の予算が削減傾向にある中(P 3 図 1 - 1 参照), 図書館経営を行う上で資料購入費用を戦略的に確保する解決策のひとつとなっている場合もある。 ・本市の図書の購入については、宇都宮市全体としての蔵書づくりを念頭におき、図書館選定会議で協議し購入しており、第 3 図書館も本市の図書館ネットワーク全体における蔵書計画や図書流通システムに組み込む予定であることから本施設のみ独立した資料購入を行うことは困難であると考えられる。
(オ) 業務全体	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の P F I 法の制定や指定管理者制度の導入などにより、図書館業務全体を民間事業者が担う例も、少数ではあるが始まっている。館長業務を含め図書館業務へ包括的に民間ノウハウを投入している指定管理者の導入例は、小規模館や正規司書の不足などにより従来の図書館サービスが十分に実施されていない自治体などに限られており、運営方針の立案、選書など、多少とも自治体に業務を残している例が多い。

¹ 地方自治法第 214 条及び第 215 条で予算の一部を構成することと規定されている。数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

集会・研修機能や展示機能，交流・居場所機能など複合機能部分の管理運営業務における民間活力の導入は，従来の図書館の枠組みにとられない施設運営を行い，多様なニーズに応える可能性を有している点で，大きなメリットになると考えられるが，図書館機能への導入は，限定的なものや一定の条件下のものが多く，必ずしもメリットが大きいとは言い難い状況にある。

このようなことから，本施設の全体的な管理運営において民間で実施可能な業務としては，以下が考えられる。

なお，民間活力の活用に当たっては，今後，本施設に導入した場合の課題と対応方策等について十分な検討を行い，総合的に判断するものとする。

・施設維持管理業務・施設運営業務・施設貸出業務・備品管理業務

表 7 - 1 指定管理者制度等の概要

	管理委託（従来）	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体，公共的団体，政令で定める出資法人（1/2 以上出資等）に限定	限定なし 議員，長についての禁止規定あり（地方自治法 92 条の 2，142 条）	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない。 ただし，個人は不可。
法的性格	「公法上の契約関係」 法的性格条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を委任すること
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」，「業務の範囲」は条例で定める
施設の使用許可	地方公共団体		指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	地方公共団体		条例で定めることを要し，指定管理者はできない。
不服申立てに対する決定，行政財産の目的外使用の許可	地方公共団体		指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることができない	採ることができる

出典：地域協働型マネジメント研究会編（2004）「指定管理者制度ハンドブック」ぎょうせい，より作成

第8章 事業手法の検討

1 事業手法の検討に際しての基本的考え方

事業手法の検討に際しては、次の基本的考え方を踏まえた上で、今後、民間活力の導入も視野に入れ、十分な検討を行うものとする。

(1) 整備及び管理コストの削減

財政資金計画においては、設計・建設・維持管理・運営の各業務において、コスト削減を図るものとし、その際は、「安かろう・悪かろう」とならないよう、コスト削減と質の確保の両面から十分な検証を行うこと。

(2) サービス水準の設定

コストとサービス内容を客観的に判断する材料が求められることから、費用対効果の最適化を図る観点から、明確なサービス水準の設定に努めること。

(3) 運営リスクの軽減

利用者の安全確保や事業の安定的継続、市の将来的な費用負担増加などといったリスクをいかに軽減させるかという視点が重要になることから、「誰がこのリスクを最も軽減させることができるか」といった観点から検証を行うこと。

2 導入が想定される事業手法と特徴

(1) 想定される事業手法について

本事業において想定される事業手法は、施設整備及び管理運営それぞれの手法により、以下の6種類に分類することができる。

表8-1 本事業において想定される事業手法

施設整備 \ 管理運営	直営	指定管理者制度 ⁸⁻¹
従来型公共事業	従来方式	指定管理者方式(全部若しくは一部)
PFI (Private Finance Initiative) ⁸⁻²	PFI方式(BTO)	PFI方式(BTO) + 指定管理者(全部若しくは一部)
	PFI方式(BOT)	PFI方式(BOT) + 指定管理者(全部若しくは一部)

それぞれの事業手法の概要は以下のとおり。

表8-2 事業手法の概要

事業方式	概要	資金調達	施設整備	費用負担	所有	管理	運営
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> 市が従来型公共事業により施設を整備,所有し,自らが管理者となる。 運營業務は市が行うことを基本とし,必要に応じて民間事業者等に一部を委託(業務委託)する。 なお,カフェなどの収益が見込める施設の管理運営については,民間が市の使用許可を得て行う。 	市	市	市	市	市	市+民間

⁸⁻¹ 民間事業者等が有するノウハウ等を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とし、行政が指定した民間事業者等に図書館等公の施設の管理を行わせる制度(地方自治法第244条の2)。

⁸⁻² 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)により定められた、民間資金により社会資本を整備し、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供する手法。民間の資金および経営ノウハウを活用することにより、行政が自ら実施するよりも効率的、効果的に公共サービスを提供できると判断された事業について、PFIが導入される。PFIにより、社会資本の整備に係る行政の支出削減が可能になるとともに、公共サービスの質の向上が図られることが期待される。

事業方式	概要	資金調達	施設整備	費用負担	所有	管理	運営
P F I 方式 (B T O ⁸⁻³)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に定める手続きにより選定された民間事業者が施設を整備し , 完成後直ちに所有権を市に移転する。 ・ 市が公共施設の管理者となる。 ・ 運營業務は民間事業者が P F I の事業契約に基づいて行う。 ・ 施設整備費は , 運営委託料とあわせて , 市が民間事業者を支払う。 	民間	民間	市	市	市	民間
P F I 方式 (B O T ⁸⁻⁴)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に定める手続きにより選定された民間事業者が施設を整備し , 所有する。 ・ 市が公共施設の管理者となる。 ・ 運營業務は民間事業者が P F I の事業契約に基づいて行う。 ・ 施設整備費は , 運営委託料とあわせて , 市が民間事業者を支払う。 ・ 運営期間終了後 , 民間事業者が施設の所有権を市に移転する。 	民間	民間	市	民間市	市	民間
指定管理者方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が従来型公共事業により施設を整備 , 所有する。 ・ 市は , 市の定める手続きにより選定された民間事業者を , 議会の議決を得て指定管理者に指定する。 ・ 運營業務は指定管理者が行う。 	市	市	市	市	民間	民間
P F I 方式 (B T O) + 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に定める手続きにより選定された民間事業者が施設を整備し , 完成後直ちに所有権を市に移転する。 ・ 市は , 市の定める手続きにより選定された民間事業者を , 議会の議決を得て指定管理者に指定する。 ・ 運營業務は民間事業者が P F I の事業契約に基づいて行う。 ・ 施設整備費は , 運営委託料とあわせて , 市が民間事業者を支払う。 	民間	民間	市	市	民間	民間

⁸⁻³ B T O : 「 Build, Transfer and Operate 」 の略。

⁸⁻⁴ B O T : 「 Build, Operate and Transfer 」 の略。

事業方式	概要	資金調達	施設整備	費用負担	所有	管理	運営
P F I 方式 (B O T) + 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に定める手続きにより選定された民間事業者が施設を整備し, 所有する。 ・ 市は, 市の定める手続きにより選定された民間事業者を, 議会の議決を得て指定管理者に指定する。 ・ 運營業務は民間事業者が P F I の事業契約に基づいて行う。 ・ 施設整備費は, 運営委託料とあわせて, 市が民間事業者を支払う。 ・ 運営期間終了後, 民間事業者が施設の所有権を市に移転する。 	民間	民間	市	民間市	民間	民間

(2) P F I 事業の選定事業者と指定管理者の関係

P F I 事業の選定事業者は, 清掃, 維持補修等の「事実上の管理行為」を行うが, 当該施設の入場料金を自己の収入として収受することや当該料金を設定することを含め, 「施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は, 原則として地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること」(「地方自治体における P F I 事業について」通知平成 12 年 3 月 29 日自治画第 67 号・平成 15 年 9 月 2 日改正) とされている。

(3) P F I 事業における指定管理者の指定

P F I 事業とした上で指定管理者制度を導入した場合, 施設の管理運営面では主に以下の行為が可能となる。

- 施設の使用許可: 指定管理者の権限に基づき, P F I 事業者が行える
- 使用料の徴収: 指定管理者の権限に基づき, P F I 事業が設定し, かつ自らの収入とすることができる

S P C^{8 5} を指定管理者としない場合は市が条例上の管理者となるため, 基本的に市の方針に従って民間事業者が運営を行うこととなる。一方, 指定管理者制度を導入した場合は S P C が自ら管理者となるため, 図書館長を選任し, 施設の使用許可を含め運営に関する大きな裁量を持つこととなる。ただし指定管理者制度を導入せずとも業務の大半は民間事業者に委託できることから, 民間ノウハウの活用でき

^{8 5} 【special purpose company】特別目的会社、特定目的会社の略称

る範囲が大きく異なるわけではない。

また、使用料の設定及び収受は民間にとってのインセンティブとなり、指定管理者の経営努力によるサービスの向上や利用者増といった効果が期待される。

ただし、本施設のように公益性が高く、収支に影響する使用料収入が想定されない施設の場合は、必然的にインセンティブとしての位置付けは小さなものとなる。

なお、いずれの場合も事業者選定や条例改正のプロセスを経るという点においては同様であり、手続き上の大きな相違はない。

(4) 本事業における各事業手法の定性的評価

それぞれの事業手法において想定される、定性的なメリットと課題は以下のとおりである。事業手法を選択する際は、これらの項目を勘案の上、事業手法を検討する必要がある。

表 8 - 3 事業手法の評価

事業手法	メリット	課題
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が資金を調達するため、資金調達コストが安い。 ・従来通りの発注方式であり、新たな事務負担が発生しない。 ・市が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の分離によって、全体の効率化が困難となり、リスク分担が不明確となりやすい。 ・単年度に大きな財政負担が発生する。 ・施設の更新が市の財政状況によって制約を受けやすい。
P F I 方式 (B T O)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の一体化により、効率化が図られるとともに、民間事業者へのリスク移転が可能。 ・民間資金の活用により、財政負担が平準化される。 ・市が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式に比べて資金調達コストがやや高い。 ・市が施設を所有するため、民間事業者による更新の柔軟性に限界がある。 ・市が管理者となるため、民間事業者による運営に制約が課せられる可能性がある。 ・民間事業者の選定に時間とコストがかかる。
P F I 方式 (B O T)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の一体化により、効率化が図られるとともに、民間事業者へのリスク移転が可能。 ・民間資金の活用により、財政負担が平準化される。 ・民間事業者が施設を所有するため、更新を柔軟に行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式に比べて資金調達コストが非常に高い。 ・民間事業者が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生し、コスト高となる。 ・市が管理者となるため、民間事業者による運営に制約が課せられる可能性がある。 ・民間事業者の選定に時間とコストがかかる。
指定管理者 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が資金を調達するため、資金調達コストが安い。 ・管理運営について、民間事業者へのリスク移転が可能。 ・市が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の分離によって、施設整備の効率化がやや困難となる。 ・単年度に大きな財政負担が発生する。 ・市が施設を所有するため、民間事業者による更新の柔軟性に限界がある。 ・P F I ほどではないが、民間事業者の選定に時間とコストがかかる。 ・直営部分と指定管理者の部分が分かれる場合は、運営上の責任の所在が不明確になる。

事業手法	メリット	課題
P F I 方式 (B T O) + 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の一体化により、効率化が図られるとともに、民間事業者へのリスク移転が可能。 ・さらに、管理についても民間事業者へのリスク移転が可能。 ・民間資金の活用により、単年度の財政負担が平準化される。 ・市が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式に比べて資金調達コストがやや高い。 ・市が施設を所有するため、民間事業者による更新の柔軟性に限界がある。 民間事業者の選定に時間とコストがかかる。 ・直営部分と指定管理者の部分が分かれる場合は、運営上の責任の所在が不明確になる。
P F I 方式 (B O T) + 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設・運営の一体化により、民間へのリスク移転が可能。 ・さらに、管理についても民間事業者へのリスク移転が可能。 ・民間資金の活用により、単年度の財政負担が平準化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型方式に比べて資金調達コストが非常に高い。 ・民間事業者が施設を所有するため、施設の所有に関する公租公課が発生し、コスト高となる。 ・民間事業者の選定に時間とコストがかかる。 ・直営部分と指定管理者の部分が分かれる場合は、運営上の責任の所在が不明確になる。

3 他地域における事業手法の検討状況

(1) 類似施設において P F I を導入した事例

現在、類似施設において P F I を導入した事例としては、次のとおりである。

P F I を導入した事例について、図書館業務に係る民間の事業範囲から見ると、桑名市、稲城市、さいたま市のように、全ての図書館業務を民間の事業範囲としている自治体、長崎市、府中市、山梨県のように運營業務の一部を事業範囲とし、従前の図書館職員と役割分担をしている自治体、杉戸町のように運営は直営とした自治体と様々である。

これは、各自治体が図書館を整備する以前の図書館司書等専門職員の在籍の有無や、サービス水準に関する観点等により各自治体が独自に判断をしているものと考えられる。事業方式では、桑名市の例が B O T 方式としているのを除き、他の施設は B T O 方式を採用している。

表 8 - 4 P F I を導入した事例

事業名	地域	実施方針 公表日	事業の内容	事業 期間	事業 方式
桑名市図書館等複合 公共施設特定事業	桑名市	H13. 6.13	施設の設計・施工・運営及び維持管理業務	30年	BOT
(仮称)生涯学習セン ター整備等事業	杉戸町	H14. 7.31	施設の設計・施工及び維持管理 業務	20年	BT0
(仮称)稲城市立中 央図書館等整備運営 事業	稲城市	H15. 7.31	施設の設計・施工・運営及び維持管理業務	20年	BT0

(仮称)プラザノース整備事業	さいたま市	H16. 6.22	施設的设计・施工・運営及び維持管理業務	18年	BTO
(仮称)長崎市立図書館整備運営事業	長崎市	H16. 7. 2	施設的设计・施工・維持管理業務及び運営業務の一部	16年	BTO
府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	府中市	H16. 9.21	施設的设计・施工・維持管理業務及び運営業務の一部	17年	BTO
新たな学習拠点整備事業	山梨県	H17.12.16	施設的设计・施工・維持管理業務及び運営業務の一部	32年	BTO

(2) 類似施設においてPFI導入を断念した事例

これまで、類似施設においてPFI導入を検討したものの、PFI導入を断念した事例を以下に示す。PFI導入を断念した理由としては、地元企業の育成や図書館サービスの低下等があげられる。

今後、PFI導入を検討する際には、VFM^{8 6}のみならず上記の課題についても検証し、そのうえで判断をする必要がある。

表8 - 5 PFI導入を断念した事例(出典:建設通信新聞)

	時期	施設	理由
大東市	2003年3月	西部図書館	市は、03年5月にも基本・実施設計のプロポーザルを実施する。02年度に施設構想策定とPFI導入可能性調査を進めていたが、VFMが8%程度にとどまったため断念した。 その後、指定管理者を導入した。
東京都北区	2003年12月	新中央図書館	区は、PFI導入可能性調査の報告書を各会派に示して意見を求めた結果、大手ゼネコンなどの参入で地元企業の育成・活用が困難になるとの意見が出たため、導入を断念する。
横須賀市	2003年12月	新中央図書館等公益施設	市は、PFI導入を断念した。直接建設とPFIを比較検証した結果、図書館事業のサービス水準低下や、運営面での市の負担増が懸念されることから、PFIの採用を見送った。ただし、人件費でコスト削減の可能性があるので、直営事業手法とともにPFI以外の民活導入を検討する。 現在、指定管理者の導入も視野に入れて、事業手法を検討中。
会津若松市	2006年3月	(仮称)生涯学習総合センター	市は、合併特例債を活用し、直営方式で整備する。PFIによる事業化の方針を打ち出したものの、市民団体や議会のコンセンサスが得られず断念した。

^{8 6} Value For Money 一定の支払(納付額)に対して、最も高い価値(サービス)を提供する考え方